

第 39 回 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 次第

日 時 令和 3 年 7 月 30 日（金） 18 時 30 分から

場 所 西庁舎 6 階災害対策本部室

議題

1. 緊急事態宣言の発出に伴う本県の対応について
2. その他



神奈川県

新型コロナウイルスに係る現在の状況について ＜7月28日までのデータを反映＞

令和3年7月30日

健康医療局医療危機対策本部室

ステージ判断指標と本県の実況について

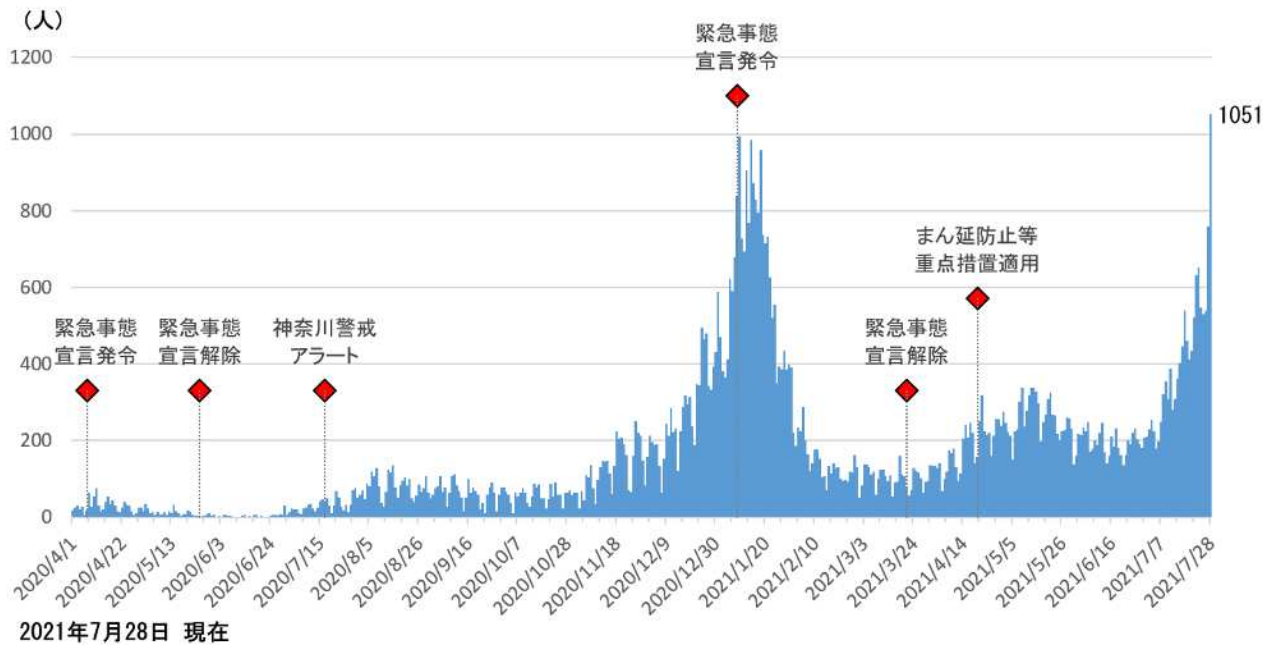


判断項目			本県の実況		ステージⅢの指標		ステージⅣの指標	
					指標	本県における基準	指標	本県における基準
医療体制等の負荷	医療のひっ迫具合	病床全体	Ⅲ	45.53% 815床 7月29日 時点	最大確保病床の使用率 20%以上	358床 1,790床(疑似症含まない確保病床数)×0.2	最大確保病床の使用率 50%以上	895床 1,790床(疑似症含まない確保病床数)×0.5
		重症者用病床	Ⅲ	35.18% 70床 7月29日 時点	最大確保病床の使用率 20%以上	39床 199床(疑似症含まない確保病床数)×0.2	最大確保病床の使用率 50%以上	99床 199床(疑似症含まない確保病床数)×0.5
	療養者数	Ⅳ	60.98人 5,622人 7月29日 時点	人口10万人当たり全療養者数 20人以上	1,843人 92.19×20	人口10万人当たり全療養者数 30人以上	2,765人 92.19×30	
感染の状況	PCR陽性率		Ⅳ	17.37% 7月28日 時点	5%以上		10%以上	
	新規陽性者数		Ⅳ	56.86人 5,242人 7月29日 時点	人口10万人当たり週合計 15人以上	1,382人 (週平均197.4人/日) 92.19×15	人口10万人当たり週合計 25人以上	2,304人 (週平均329.1人/日) 92.19×25
	感染経路不明割合		Ⅲ・Ⅳ	63.56% 7月29日 時点	50%以上		50%以上	

参考:病床利用率(即応病床中)
病床全体: 52.48%
うち重症: 42.42%

※ 速報値のため、修正される可能性あり

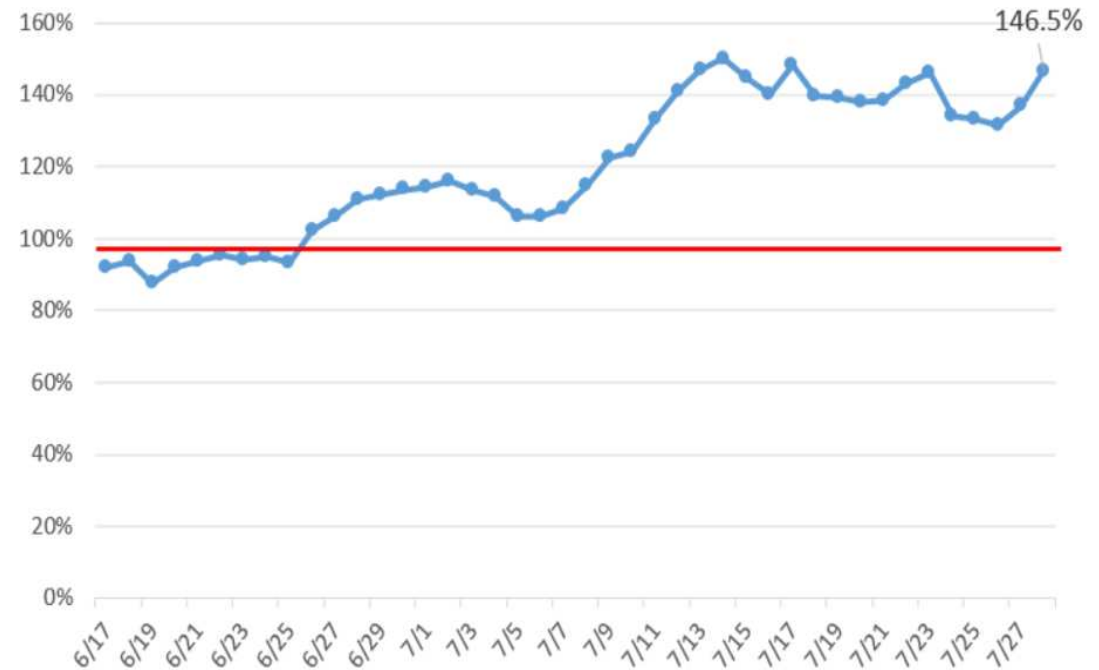
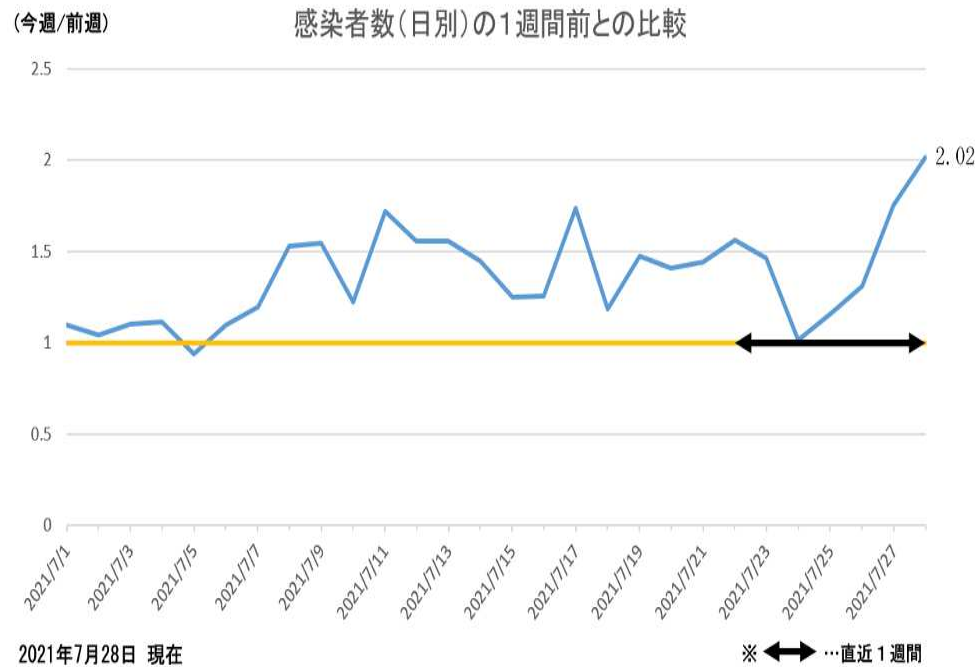
新規感染者の推移（実数・日別）・感染者カレンダー



	日	月	火	水	木	金	土	
5月	30	31	6/1	2	3	4	5	週合計
	233人	139人	159人	218人	215人	234人	224人	1422人
6月	6	7	8	9	10	11	12	週合計
	249人	173人	179人	201人	189人	220人	247人	1458人
	13	14	15	16	17	18	19	週合計
	170人	141人	160人	210人	184人	231人	181人	1277人
	20	21	22	23	24	25	26	週合計
	162人	135人	163人	201人	192人	221人	231人	1305人
7月	27	28	29	30	7/1	2	3	週合計
	203人	192人	181人	209人	211人	230人	254人	1480人
	4	5	6	7	8	9	10	週合計
	226人	180人	198人	250人	322人	355人	310人	1841人
	11	12	13	14	15	16	17	週合計
	389人	280人	308人	361人	403人	446人	539人	2726人
7月	18	19	20	21	22	23	24	週合計
	460人	412人	433人	521人	630人	652人	547人	3655人
	25	26	27	28	29	30	31	
	531人	540人	758人	1051人				

感染者数（日別）の1週間前との比較

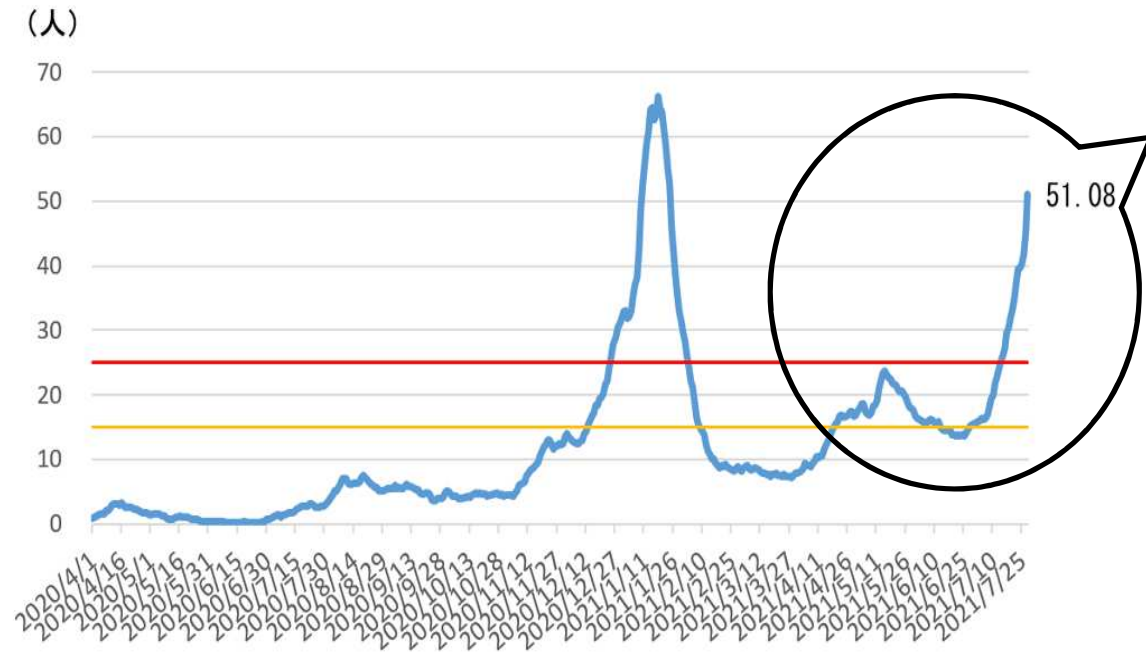
直近1週間では前週比約40%増加し続けている



※ その日までの直近の7日間の新規陽性者数/その日の8日前の日までの7日間の新規陽性者数

新規感染者の推移(人口10万人当たり・週合計)

第5波の急激な増加



2021年7月28日 現在



※各日における週合計の感染者数を人口10万人当りに換算

※県のステージ判断指標におけるステージIV移行の基準値として、25人（/週）以上であることを設定している。

新規感染者の推移（横浜市・川崎市・相模原市）

※下記グラフの人数には、保健所設置市が発表した域外居住者は除外。



人口10万人当たりの居住地別の週合計の推移



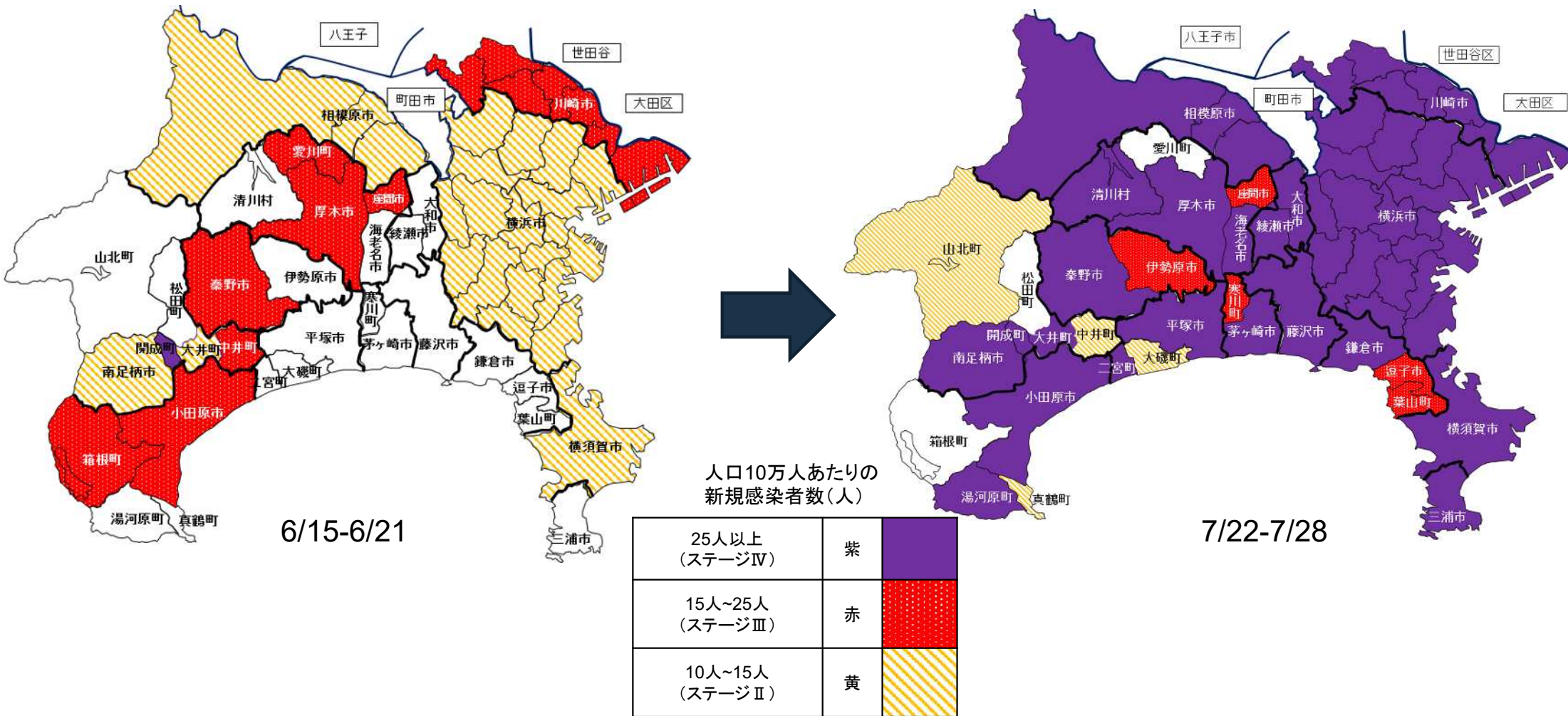
2021年7月28日 現在

県内市町村別の新規感染者の発生状況

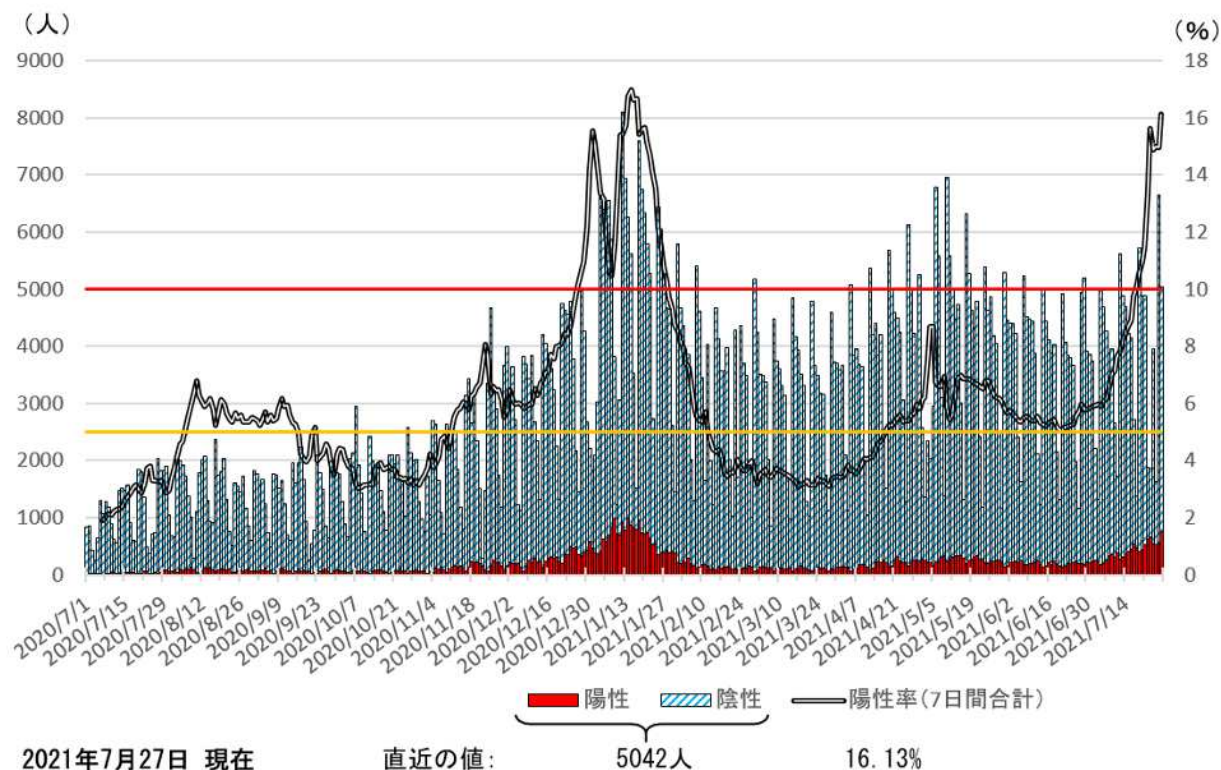
※下記表の人数には、①県域保健所が発表した保健所設置市居住者、②保健所設置市が発表した域外居住者は除外。



神奈川県



検査人数と陽性率の推移

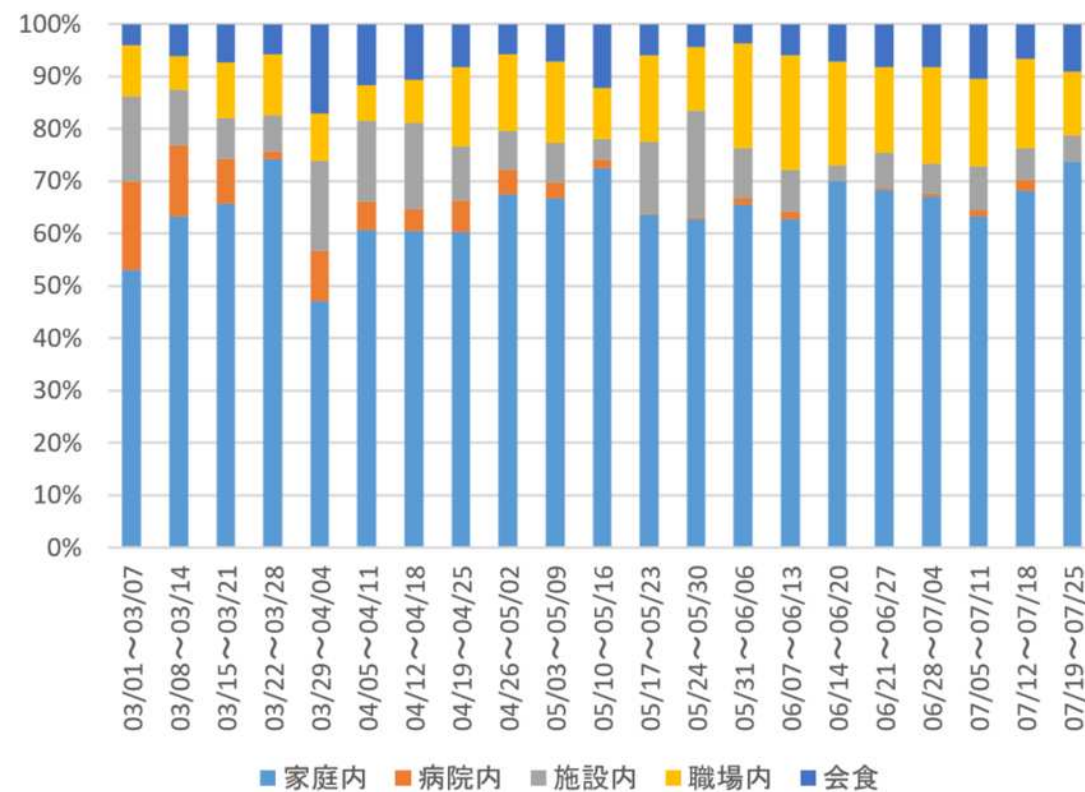
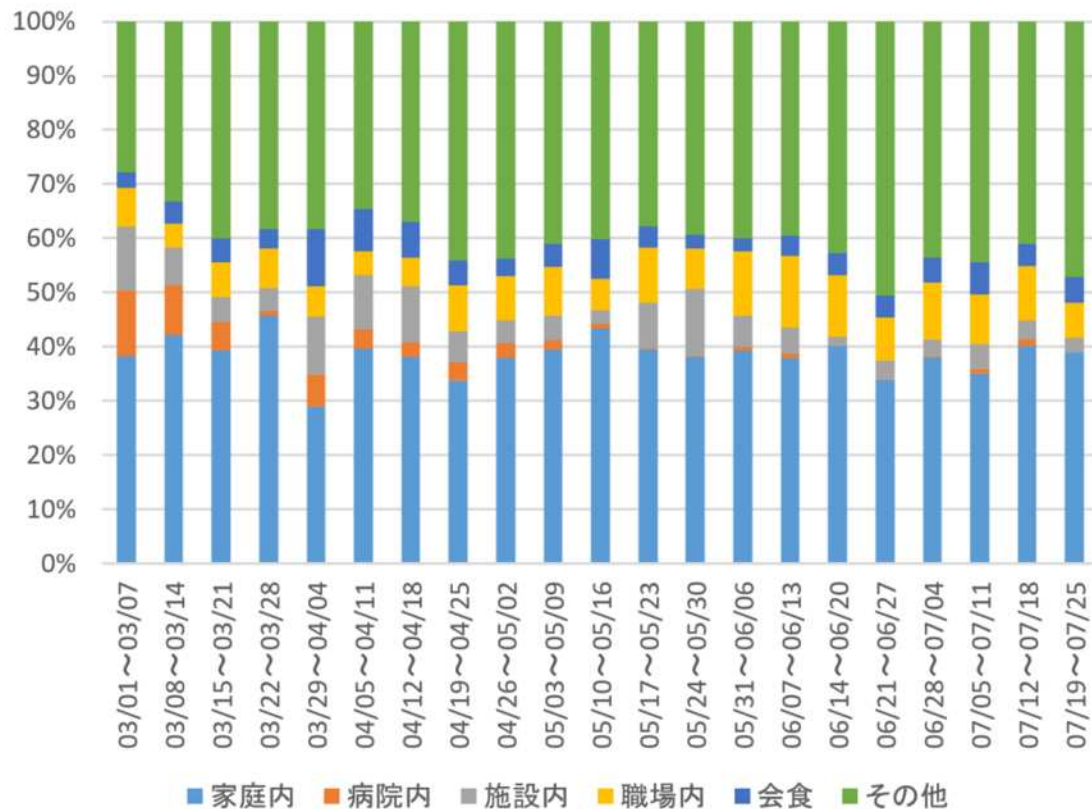


※県のステージ判断指標におけるステージⅢ移行の基準値として5%以上、ステージⅣ移行の基準値として10%以上であることを設定している。

※検査人数には、地方衛生研究所、民間検査機関、医療機関の実施数の合計。陽性患者数+陰性者数=検査人数。陽性率は、過去1週間の平均。医療機関等からの報告が後日になることにより、さかのぼって件数が修正される場合があります。

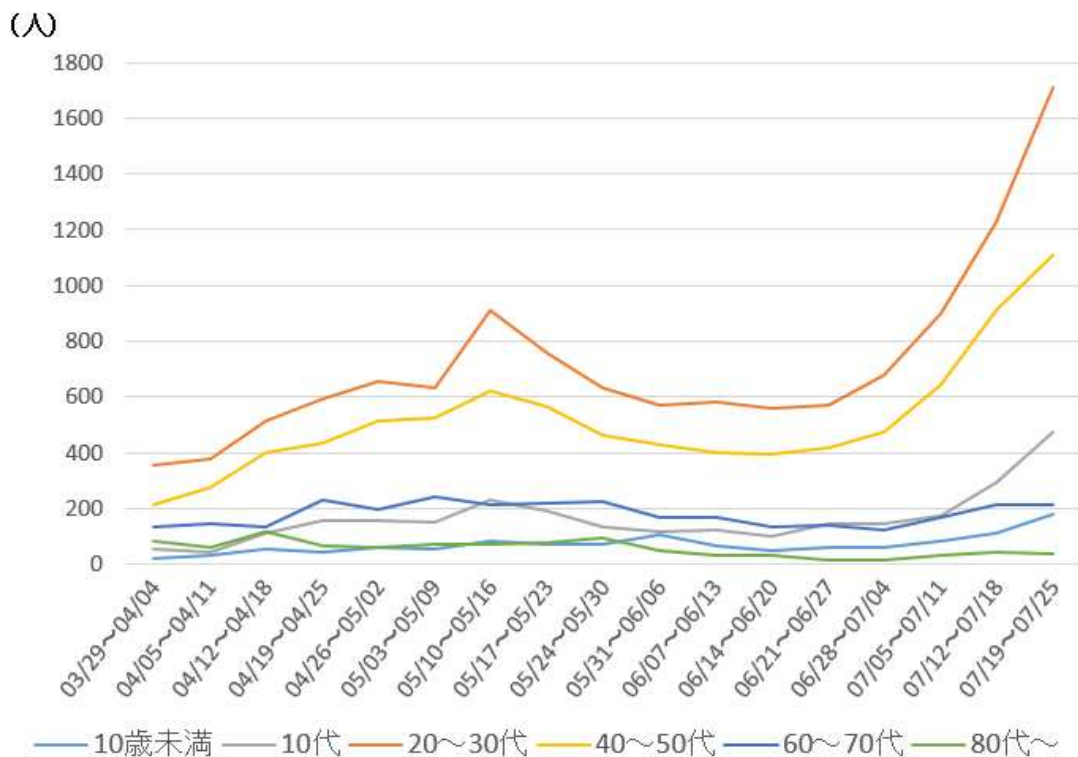
感染経路別

家庭をハブとして職場・会食・学校等の感染が世代間拡大している可能性



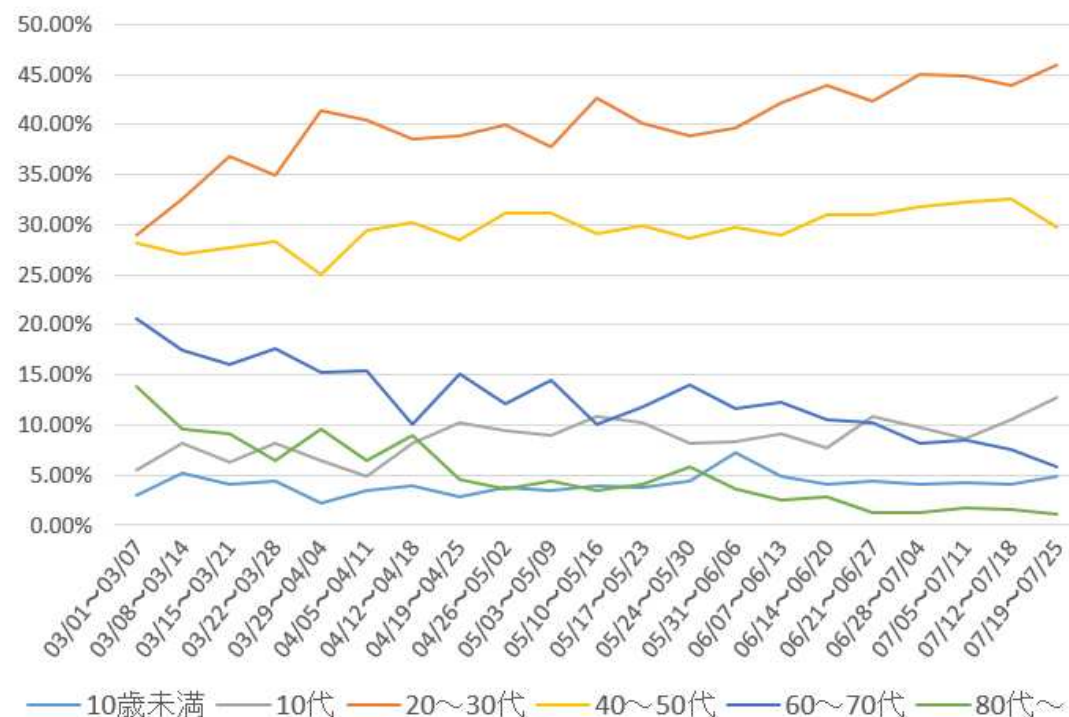
年代別感染者の推移（週別）

■ 実数ベース



2021年7月25日 現在

■ 割合ベース



2021年7月25日 現在

入院者数・病床利用率

■ 病床利用率の推移

2021年7月28日 現在



※県のステージ判断指標では、病床全体（宿泊療養施設は含まない）及び重症用病床の各確保病床に対する占有率が、ステージⅢ移行の基準値として20%以上、ステージⅣ移行の基準値として50%以上と設定。

※病床利用率は、最終的な確保病床に対する現在の入院者数で計算。休日における病床利用率は、直前の平日の数値を用いて計算。（ただし、2020年12月29日～については、休日分数値を取得・使用して描画。）

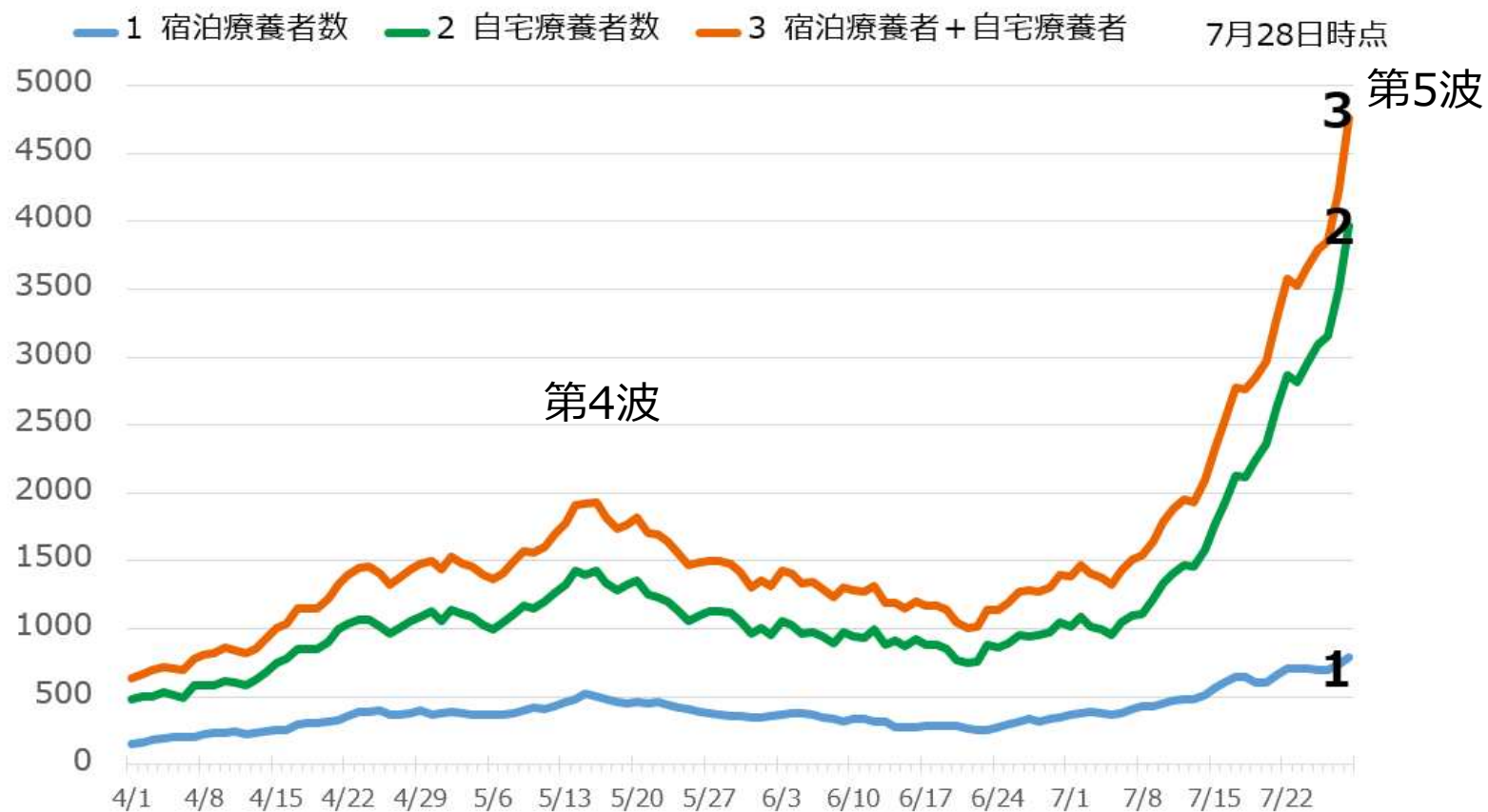
■ 入院者数

全入院者数

7月28日時点



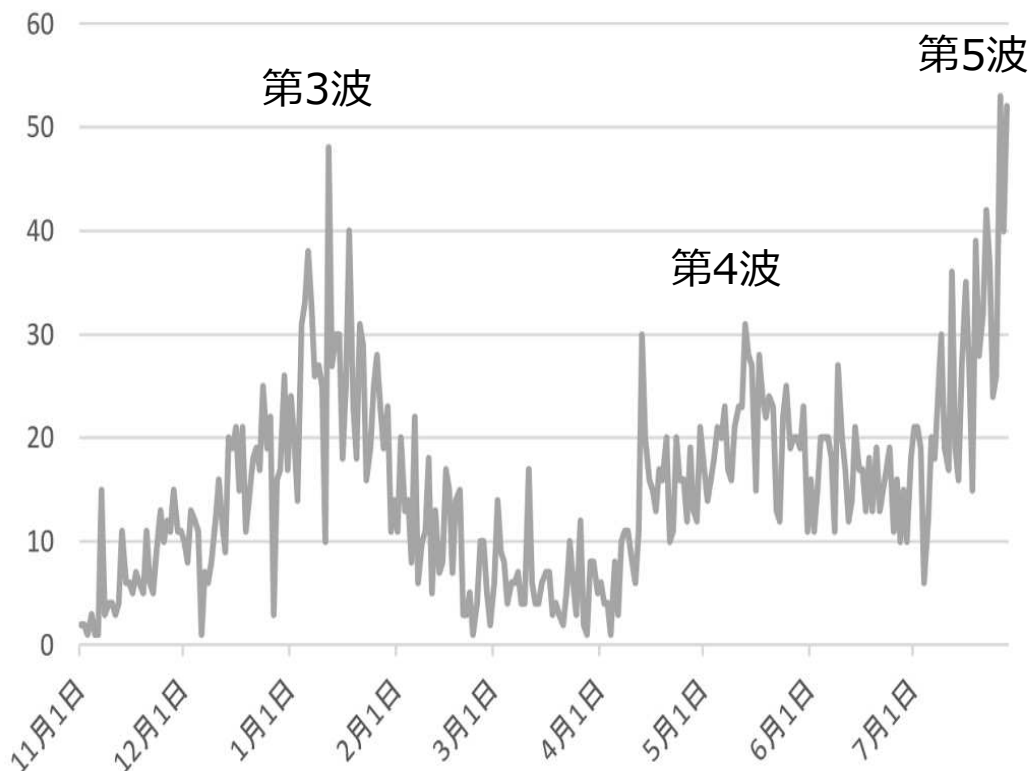
自宅・宿泊療養者数



1は宿泊療養者数を、2は自宅療養者数を、3は宿泊療養者と自宅療養者の合計を示しています。

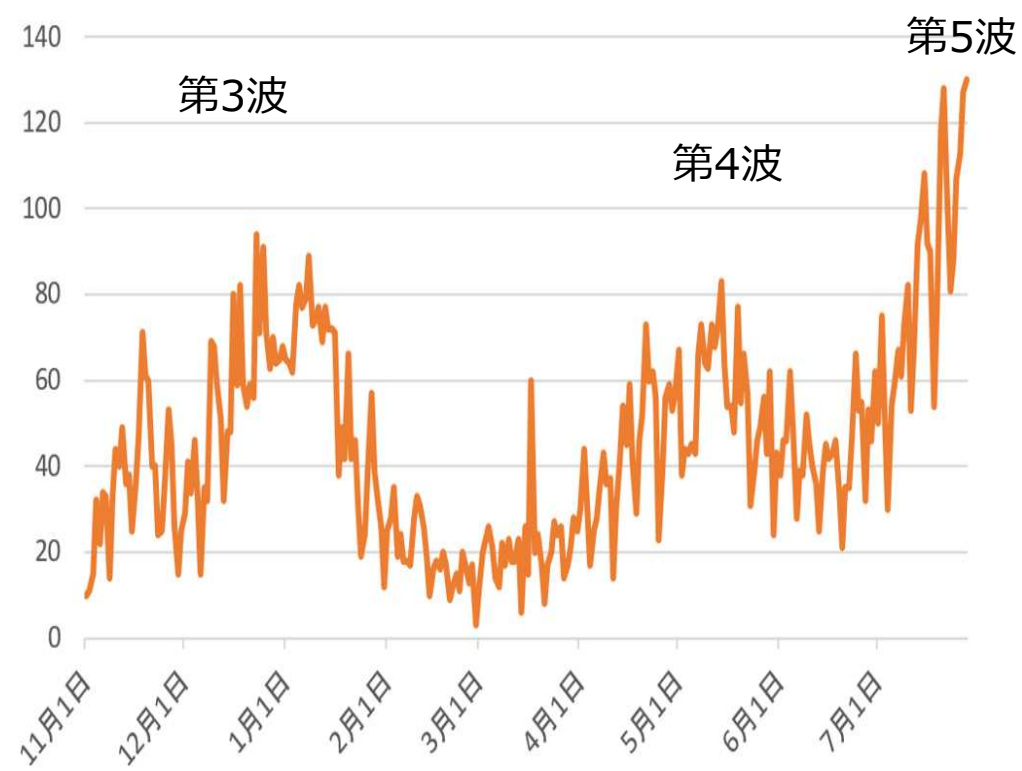
搬送調整件数

病院等への搬送調整件数の推移



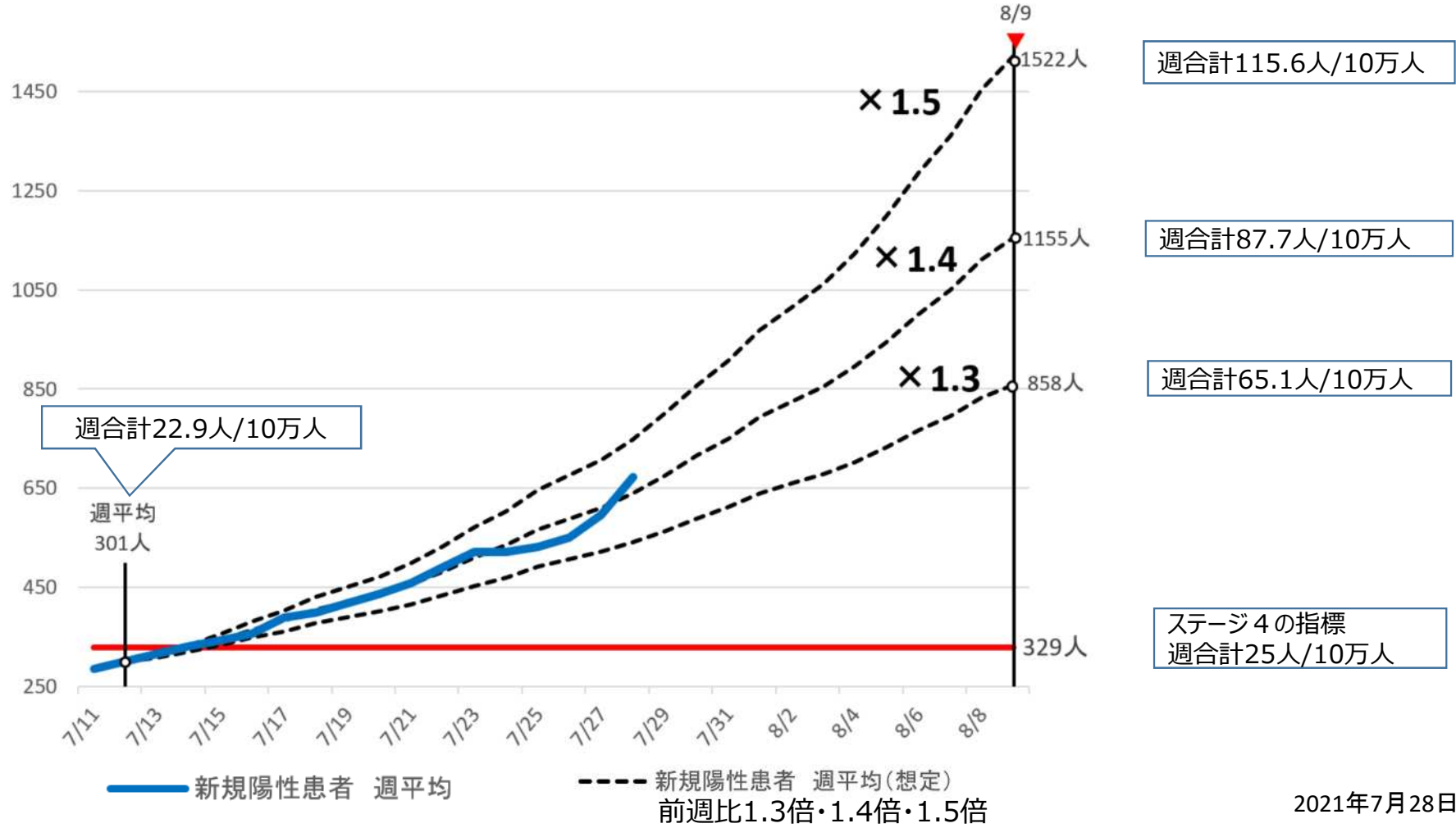
2021年7月28日 現在

宿泊療養施設への搬送調整の推移

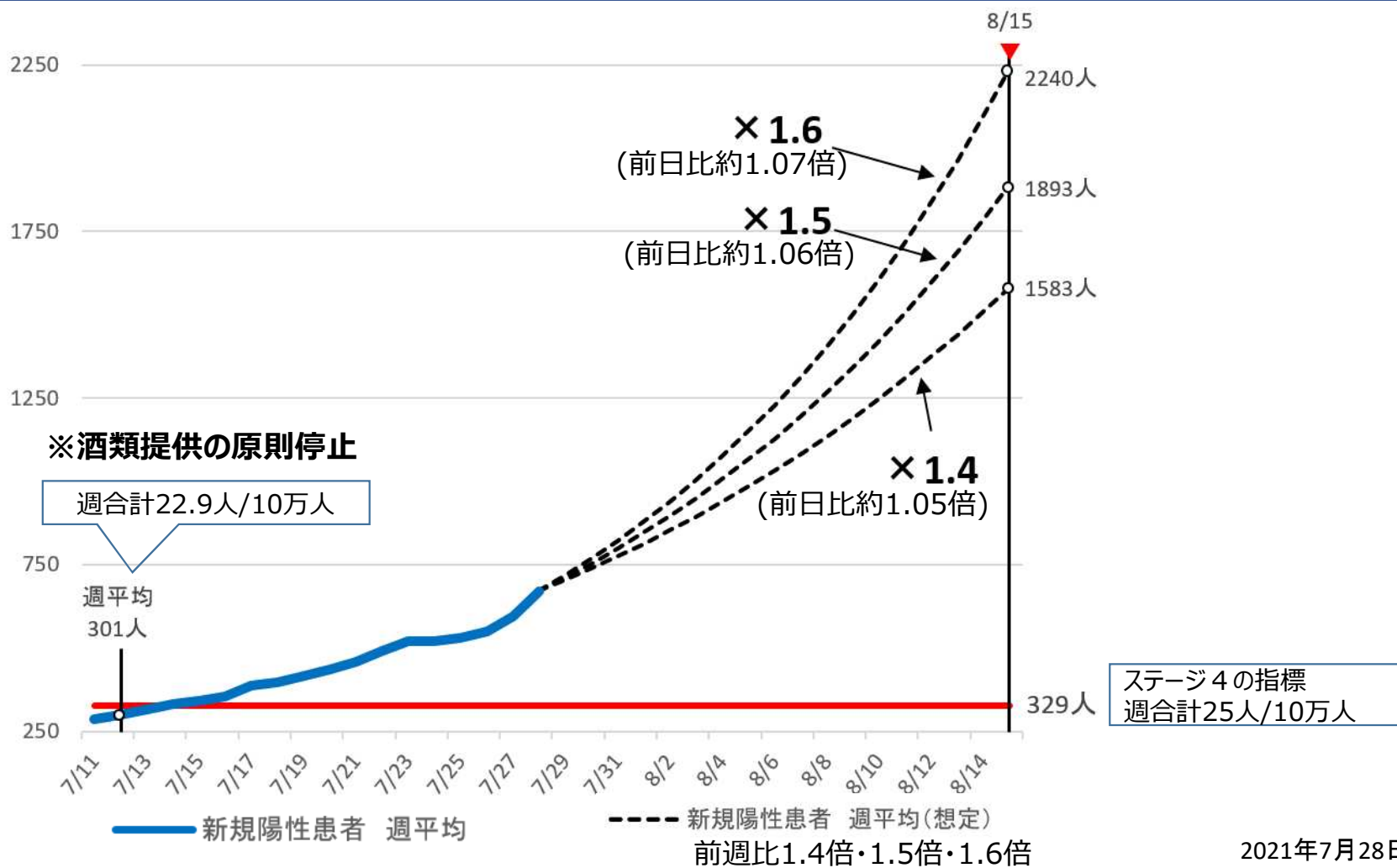


2021年7月28日 現在

新規陽性患者 週平均のシミュレーション



新規陽性患者 週平均のシミュレーション②

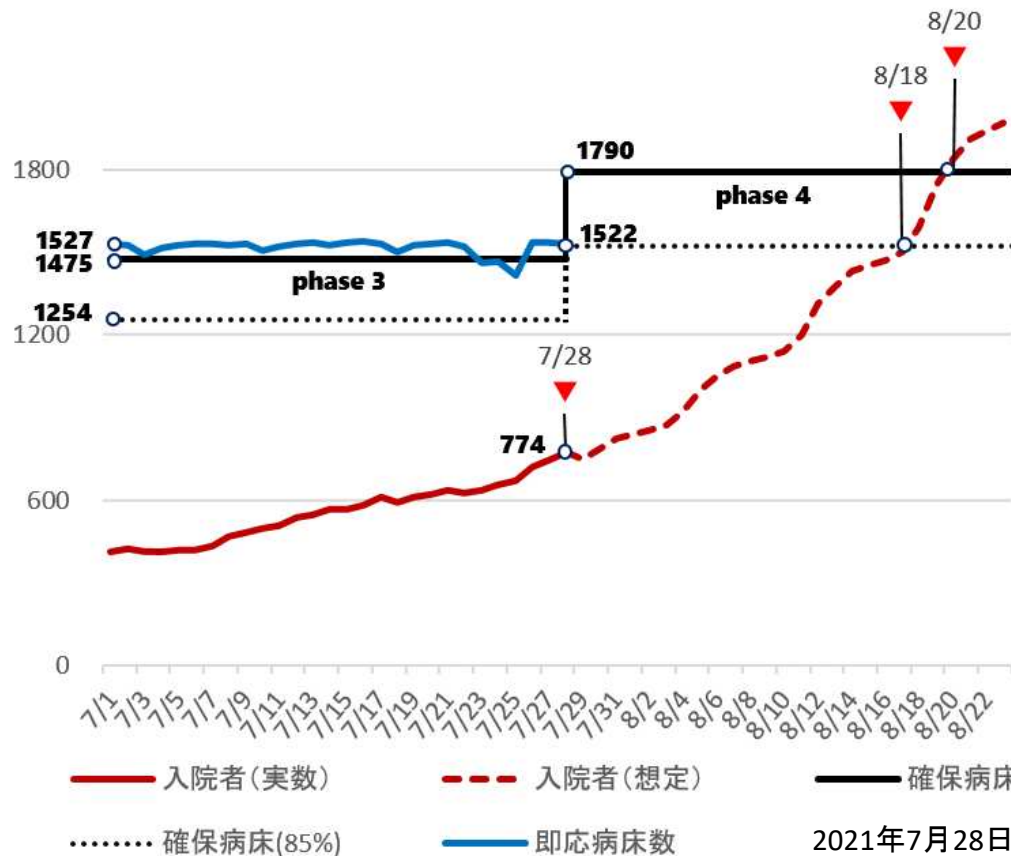
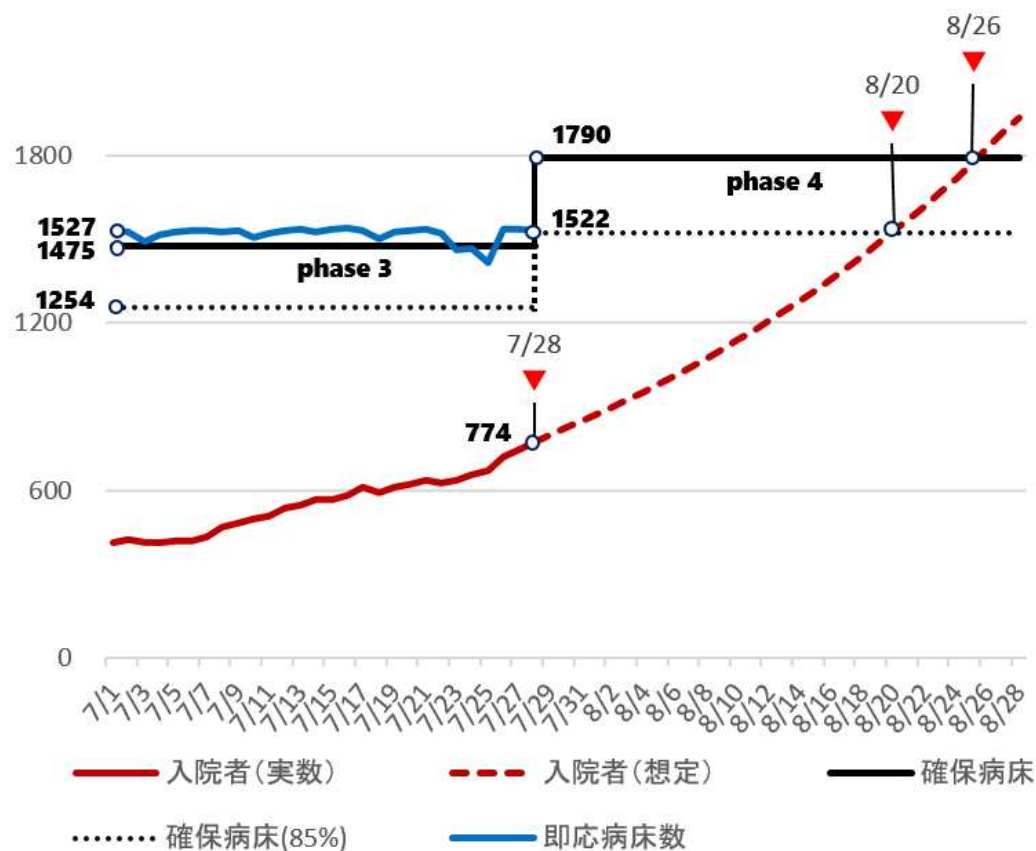


2021年7月28日 現在

第5波シミュレーション（入院患者数と確保病床数）

■ 前日比1.03倍で入院患者が増加し続けた場合のシミュレーション
 (7/22~7/28の前日比の平均：約1.03倍)

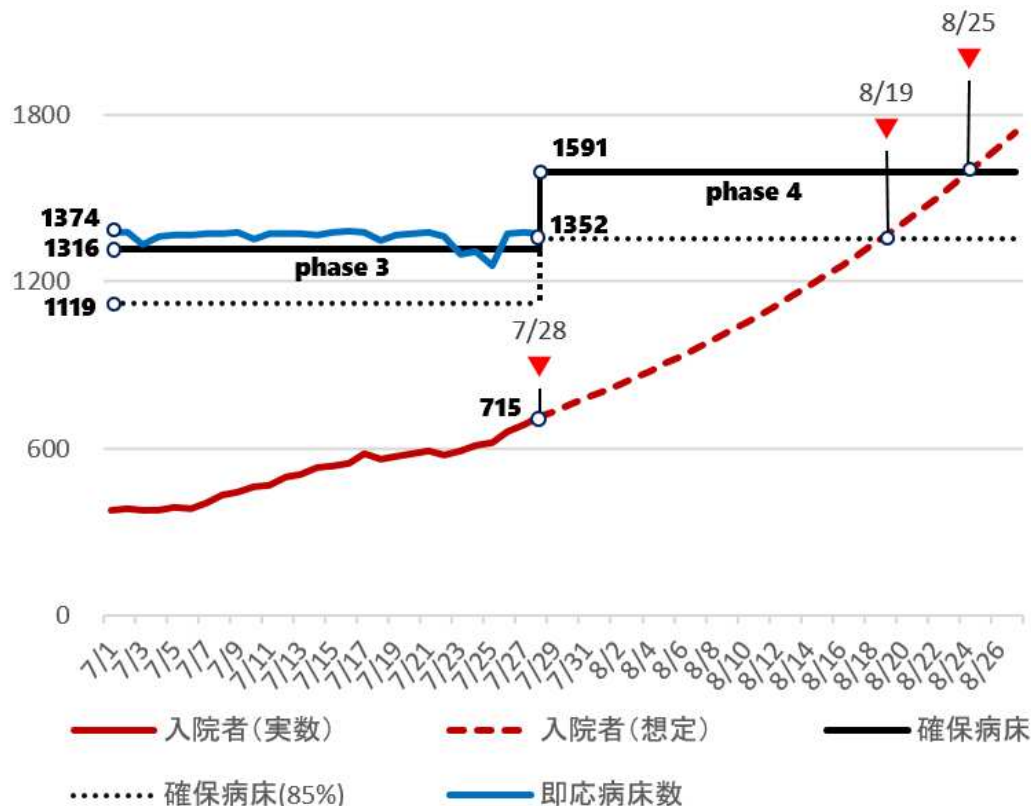
■ 新規陽性者が前週比1.4倍で増加し続けた場合の入院患者のシミュレーション



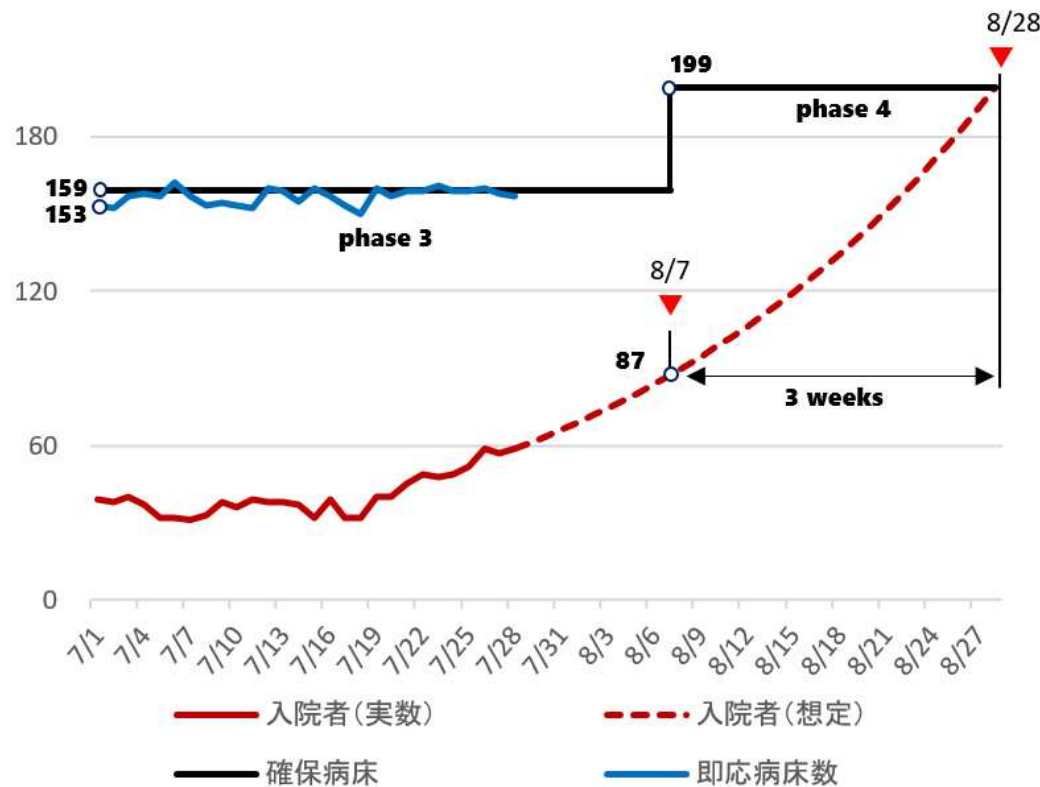
2021年7月28日 現在

第5波シミュレーション（入院患者数と確保病床数）②

■ 前日比1.03倍で入院患者(中等症軽症)が増え続けた場合のシミュレーション
(7/22~7/28の前日比の平均：約1.03倍)



■ 前日比1.04倍で入院患者(重症)が増え続けた場合のシミュレーション
(7/22~7/28の前日比の平均：約1.04倍)



2021年7月28日 現在

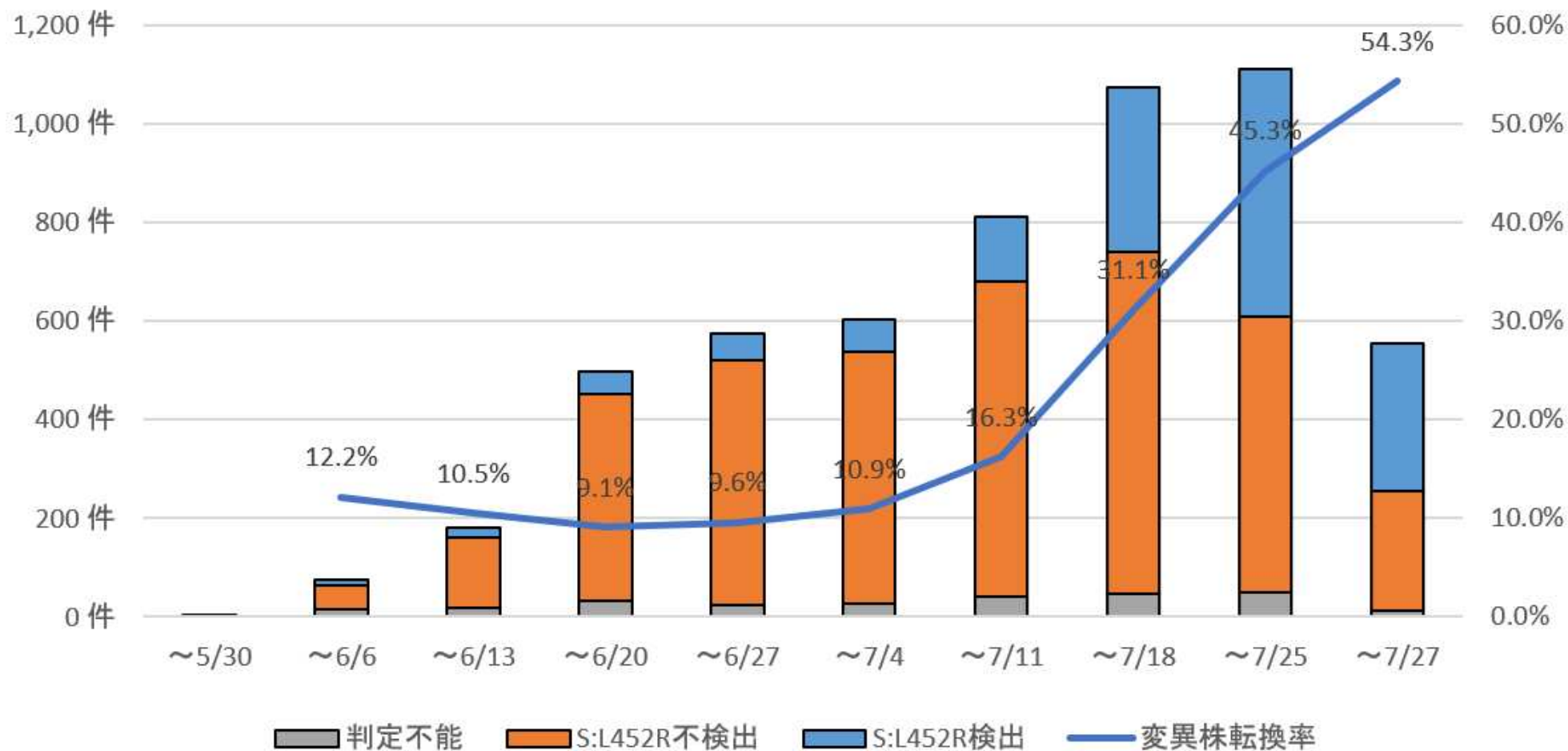
2021年7月28日 現在

L452R変異モニタリング検査件数及び転換率（※速報値）

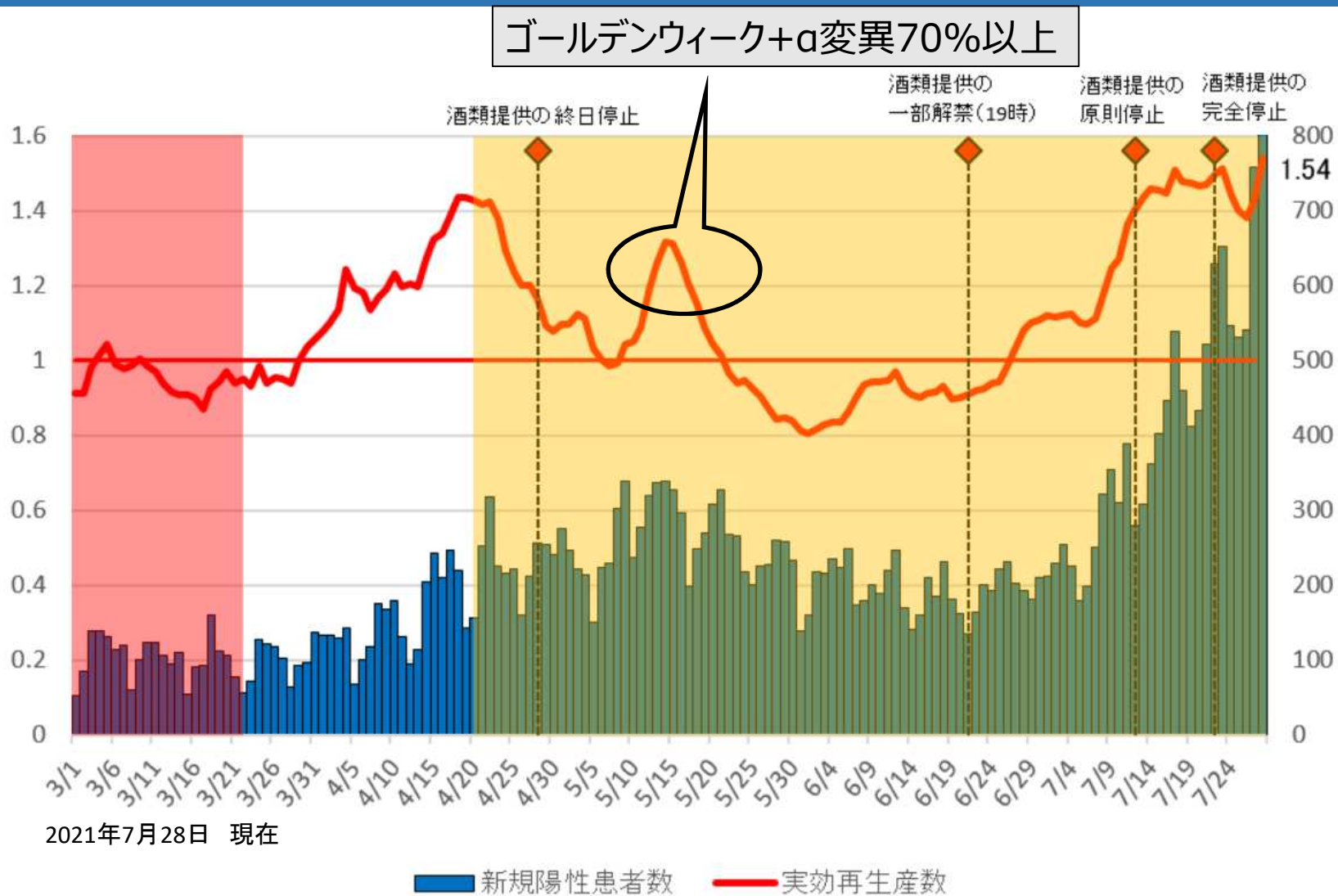


神奈川県

S:L452R変異ウイルスモニタリング検査件数及び転換率（※速報値）



実効再生産数と新規発生患者数



新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和3年 月 日）（新旧対照表）

（主な変更点）

（下線部分は改定箇所）

変更案	現行
<p>序文</p> <p>（略）</p> <p>令和3年7月8日には、<u>感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況</u>について分析・評価を行い、新規陽性者数が高い水準にあり、増加傾向が見られることなどから、7月12日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として、東京都を追加する変更を行うとともに、東京都において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年7月12日から令和3年8月22日までの42日間とし、沖縄県については、新規陽性者数が依然として高い水準にあり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月22日まで延長することとした。</p> <p>また、<u>重点措置区域</u>については、同じく令和3年7月8日</p>	<p>序文</p> <p>（略）</p> <p>令和3年7月8日に、<u>感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況</u>について分析・評価を行い、新規陽性者数が高い水準にあり、増加傾向が見られることなどから、7月12日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として、東京都を追加する変更を行うとともに、東京都において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年7月12日から令和3年8月22日までの42日間とし、沖縄県については、新規陽性者数が依然として高い水準にあり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月22日まで延長することとした。</p> <p>また、<u>重点措置区域</u>については、同じく令和3年7月</p>

には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、北海道、東京都、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている7月11日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行うとともに、法第31条の4第3項に基づき、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年8月22日まで延長する旨の公示を行った。

令和3年7月30日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、新規陽性者数が高い水準にあり、その増加傾向が著しい地域がみられることなどから、8月2日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として東京都及び沖縄県に加え、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を追加する変更を行うとともに、東京都及び沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月31日まで延長し、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月2日から令和3年8月31日までの30日間とすることとした。

8日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、北海道、東京都、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている7月11日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行うとともに、法第31条の4第3項に基づき、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年8月22日まで延長する旨の公示を行った。

(新設)

また、同じく令和3年7月30日に、8月2日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域から埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を除外し、北海道、石川県、京都府、兵庫県及び福岡県を追加する変更を行い、これらの道府県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年8月2日から令和3年8月31日までの30日間とする旨の公示を行った。

(略)

一 **新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実**

(略)

新型コロナウイルス感染症については、以下のような特徴がある。

(略)

- ・ 一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約2週間で一か所程度の速度でその塩基が変異していると考えられている。現在、新たな変異株が世界各地で確認されており、こうした新たな変異株に

(略)

一 **新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実**

(略)

新型コロナウイルス感染症については、以下のような特徴がある。

(略)

- ・ 一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約2週間で一か所程度の速度でその塩基が変異していると考えられている。現在、新たな変異株が世界各地で確認されており、こうした新たな変異株に

対して警戒を強めていく必要がある。国立感染症研究所では、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を懸念される変異株 (Variant of Concern: VOC) と注目すべき変異株 (Variant of Interest: VOI) に分類している。国立感染症研究所によると、懸念される変異株は、B.1.1.7 系統の変異株 (アルファ株)、B.1.351 系統の変異株 (ベータ株)、P.1 系統の変異株 (ガンマ株)、B.1.617.2 系統の変異株 (デルタ株) がある。これらの変異株については、従来株よりも感染しやすい可能性がある (B.1.1.7 系統の変異株 (アルファ株) は、実効再生産数の期待値が従来株の 1.32 倍と推定、診断時に肺炎以上の症状を有しているリスクが従来株の 1.4 倍 (40-64 歳では 1.66 倍) と推定)。また、B.1.1.7 系統の変異株 (アルファ株) や B.1.351 系統の変異株 (ベータ株)、B.1.617.2 系統の変異株 (デルタ株) については、重症化しやすい可能性も指摘されている。B.1.617.2 系統の変異株 (デルタ株) については、B.1.1.7 系統の変異株 (アルファ株) よりも感染しやすい可能性も示唆されている。また、B.1.351 系統の

対して警戒を強めていく必要がある。国立感染症研究所では、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を懸念される変異株 (Variant of Concern: VOC) と注目すべき変異株 (Variant of Interest: VOI) に分類している。国立感染症研究所によると、懸念される変異株は、B.1.1.7 系統の変異株 (アルファ株)、B.1.351 系統の変異株 (ベータ株)、P.1 系統の変異株 (ガンマ株)、B.1.617.2 系統の変異株 (デルタ株) がある。これらの変異株については、従来株よりも感染しやすい可能性がある (B.1.1.7 系統の変異株 (アルファ株) は、実効再生産数の期待値が従来株の 1.32 倍と推定、診断時に肺炎以上の症状を有しているリスクが従来株の 1.4 倍 (40-64 歳では 1.66 倍) と推定)。また、B.1.1.7 系統の変異株 (アルファ株) や B.1.351 系統の変異株 (ベータ株)、B.1.617.2 系統の変異株 (デルタ株) については、重症化しやすい可能性も指摘されている。B.1.617.2 系統の変異株 (デルタ株) については、B.1.1.7 系統の変異株 (アルファ株) よりも感染しやすい可能性も示唆されている。また、B.1.351 系統の

変異株（ベータ株）、P.1系統の変異株（ガンマ株）、B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）は、従来株より、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている。我が国では、B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）の割合が上昇しており、今後はB.1.1.7系統の変異株（アルファ株）からB.1.617.2系統の変異株（デルタ株）に置き換わることが予測されている。また、注目すべき変異株は、B.1.617.1系統の変異株（カッパ株）がある。これら注目すべき変異株に対しては、その疫学的特性を分析し、引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握する必要があるとされている。

(略)

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

① これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研

変異株（ベータ株）、P.1系統の変異株（ガンマ株）、B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）は、従来株より、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている。我が国では、B.1.1.7系統の変異株（アルファ株）の割合が全国で約8割となり、一部地域を除き、従来株からほぼ置き換わったと推定されている。B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）については、クラスターが複数報告され、市中での感染も観察されている。また、注目すべき変異株は、R.1系統の変異株（E484Kがある変異株）、B.1.427/B.1.429系統の変異株（イプシロン株）、P.3系統の変異株（シータ株）、B.1.617.1系統の変異株（カッパ株）がある。これら注目すべき変異株に対しては、その疫学的特性を分析し、引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握する必要があるとされている。

(略)

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

① これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研

究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。また、都道府県は、B. 1. 617. 2 系統の変異株（デルタ株）に置き換わりが進むことが想定されること等を踏まえ、地域の感染状況等に応じて、機動的に対策の強化を図るものとする。

②～④ （略）

⑤ 重点措置区域においては、都道府県が定める期間、区域等において、飲食を伴うものなど感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面等に効果的な対策を徹底する。特に、B. 1. 617. 2 系統の変異株（デルタ株）に置き換わりが進むことが想定されること等を踏まえ、感染の更なる拡大を防止するため、本対処方針に定められた徹底した感染防止策に取り組む。

⑥～⑩ （略）

⑪ ワクチン接種率の向上がもたらす、感染レベルや医療負荷への影響、社会経済活動の変化等、今後の見通しについて、技術実証等を行いながら、分科会と連携しつつ、検討を進める。

究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。（新設）

②～④ （略）

⑤ 重点措置区域においては、都道府県が定める期間、区域等において、飲食を伴うものなど感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面等に効果的な対策を徹底する。（新設）

⑥～⑩ （略）

（新規）

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

- (1) (略)
- (2) サーベイランス・情報収集
 - ① (略)
 - ② (略)

また、これらを踏まえ、検査が必要な者に、より迅速・円滑に検査を行い、感染が拡大している地域においては、医療・介護従事者、入院・入所者等関係者に対し、PCR検査等による幅広い検査の実施に向けて取組を進めるとともに、院内・施設内感染対策の強化を図る。

高齢者施設の従事者等の検査について地域の感染状況に応じ、当面、集中的実施計画に基づく検査を定期的に実施するよう求めつつ、その在り方についてはワクチンの接種状況や感染状況等を踏まえて検討する。併せて、法第24条第9項に基づく都道府県による高齢者施設等に対する受検の要請や好事例の横展開、当該要請と連携した高齢者施設等に対する施設運営上の指導等を通じ、検査を受ける施設を増

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

- (1) (略)
- (2) サーベイランス・情報収集
 - ① (略)
 - ② (略)

また、これらを踏まえ、検査が必要な者に、より迅速・円滑に検査を行い、感染が拡大している地域においては、医療・介護従事者、入院・入所者等関係者に対し、PCR検査等による幅広い検査の実施に向けて取組を進めるとともに、院内・施設内感染対策の強化を図る。

令和3年2月8日時点で緊急事態措置区域であった10都府県に対し、感染多数地域における高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画に基づく検査を、3月中までを目途に着実に実施するよう求めるとともに、さらに、これらの都府県の歓楽街のある大都市はもとより、その他の地方公共団体も地域の感染状況に応じ、当面、新たな集中的実施計画に基づく検査を定期的に実施するよう求めつつ、その在

加させる。

また、軽度であっても症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、政府は、早期の受診と診療・検査医療機関での抗原簡易キット等を活用した迅速な検査を促す。さらに政府は、同様の観点から、医療機関や高齢者施設等において従事者等に毎日の健康状態を把握するための健康観察アプリも活用しつつ、迅速に検査を実施できるよう、都道府県と連携しつつ抗原簡易キット最大約 800 万回程度分を確保し、6 月から配布を開始したところであり、施設への配布を加速する。さらに、政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、健康観察アプリも活用し、医療機関との連携体制の確立を図りつつ、

り方についてはワクチンの接種状況や感染状況等を踏まえて検討する。併せて、対象を通所系の介護事業所にも拡大するとともに、法第 24 条第 9 項に基づく都道府県による高齢者施設等に対する受検の要請や好事例の横展開、当該要請と連携した高齢者施設等に対する施設運営上の指導等を通じ、検査を受ける施設を増加させる。

また、政府は、医療機関や高齢者施設等において従事者等に軽度であっても症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、毎日の健康状態を把握するための健康観察アプリも活用しつつ、迅速に検査を実施できるよう、都道府県と連携しつつ抗原簡易キット最大約 800 万回程度分を確保し、配布を開始したところであり、施設への配布を加速する。さらに、政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、健康観察アプリも活用し、医療機関との連携体制の確立を図りつつ、大学、専門学校、高校、特別支援学校等に対して、最大約 80 万回程度分の抗原簡易キットの可能な限り早い配布を進め、抗原簡易

大学、専門学校、高校、特別支援学校等に対して、最大約 80 万回程度分の抗原簡易キットの配布を7月末に開始し、これを活用した軽症状者（発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。）に対する迅速な検査を実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。（略）

③～⑩ （略）

（3）まん延防止

1) 外出の自粛（後述する「4）職場への出勤等」を除く）

特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。特に、20時以降の不要不急の外出自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をとともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請

キットを活用した軽症状者（発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。）に対する積極的検査を速やかに実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。（略）

③～⑩ （略）

（3）まん延防止

1) 外出の自粛（後述する「4）職場への出勤等」を除く）

特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。特に、20時以降の不要不急の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることについて、住

又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることについて、住民に徹底する。

(略)

2) (略)

3) 施設の使用制限等(前述の「2) 催物(イベント等)の開催制限」、後述する「7) 学校等の取扱い」を除く)

① (略)

以上の要請に当たっては、関係機関とも連携し、休業要請及び営業時間の短縮等を徹底するための対策・体制の更なる強化を行い、原則として全ての施設に対して実地に働きかけを行うとともに、当該取組について適切に情報発信を行う。その際、併せて、事業者に対して、業種別ガイドラインの遵守を働きかける。また、特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や自粛の要請等を行うとともに、実地の呼びかけ等を強化するものとする。

(略)

民に徹底する。(略)

2) (略)

3) 施設の使用制限等(前述の「2) 催物(イベント等)の開催制限」、後述する「7) 学校等の取扱い」を除く)

① (略)

以上の要請に当たっては、関係機関とも連携し、休業要請及び営業時間の短縮等を徹底するための対策・体制の更なる強化を行い、原則として全ての施設に対して実地に働きかけを行うとともに、当該取組について適切に情報発信を行う。その際、併せて、事業者に対して、業種別ガイドラインの遵守を働きかける。また、特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や自粛の要請等を行うものとする。

(略)

② 政府は、地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」により、営業時間短縮要請等と協力金の支払いを行う都道府県を支援する。都道府県は、協力金支給に係る体制の強化等を図り、支給の迅速化に努めるとともに、政府は、早期給付の仕組みの積極的な活用を促す等、支給の迅速化に向けて必要な環境整備を図るものとする。

③ (略)

4) (略)

5) 高齢者施設等従業者の検査等

特定都道府県等は、感染多数地域の高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施や、面会に関する感染防止策の徹底（オンライン面会の活用等）、高齢者施設等や医療機関で感染が発生した場合における保健所による感染管理体制の評価や支援チームの派遣、検査の実施等による感染制御・業務継続支援の徹底を行うとともに、政府が行う、現役世代の感染拡大が懸念される場所、リスクのある現場、夏季期間における都市部から北海道・沖縄県内の空港等

② 政府は、地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」により、営業時間短縮要請等と協力金の支払いを行う都道府県を支援する。都道府県は、協力金支給に係る体制の強化等を図り、支給の迅速化に努めるとともに、政府は、飲食店に対する協力金の先渡しが可能となる仕組みの導入など、支給の迅速化に向けて必要な環境整備を図るものとする。

③ (略)

4) (略)

5) 高齢者施設等従業者の検査等

特定都道府県等は、感染多数地域の高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施や、面会に関する感染防止策の徹底（オンライン面会の活用等）、高齢者施設等や医療機関で感染が発生した場合における保健所による感染管理体制の評価や支援チームの派遣、検査の実施等による感染制御・業務継続支援の徹底を行うとともに、政府が行う、検査前確率が比較的高いと考えられる場所（例えば、密になりやすい、又は、多くの人が入りし接触するような事

に向かう便の搭乗客等に対するモニタリング検査拡充への積極的な協力や、区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施を行うものとする。

6) 緊急事態宣言下における医療提供体制の確保等

① 特定都道府県等は、政府による医療人材の応援派遣の支援の要請や、感染急拡大時の時限的緊急避難としての不急の一般医療の制限も含め、新型コロナウイルス感染症対応に必要な病床・宿泊療養施設を速やかに確保するものとする。また、健康観察業務の業務委託等により、宿泊療養者・自宅療養者に対する健康管理体制を確保するものとする。さらに、入院・入所等の調整が円滑に行われるよう、地域の実情を踏まえ、適切な運用を行う。

②・③ (略)

7) (略)

8) 緊急事態措置区域から除外された都道府県（除外後、重点措置区域とされた都道府県を含む。）における取組等

① (略)

務所・作業所、寮、大学等)等に対するモニタリング検査拡充への積極的な協力や、区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施を行うものとする。

6) 緊急事態宣言下における医療提供体制の確保等

① 特定都道府県等は、政府による医療人材の応援派遣の支援の要請や、感染急拡大時の時限的緊急避難としての不急の一般医療の制限も含め、新型コロナウイルス感染症対応に必要な病床・宿泊療養施設を速やかに確保するものとする。また、健康観察業務の業務委託等により、宿泊療養者・自宅療養者に対する健康管理体制を確保するものとする。(新規)

②・③ (略)

7) (略)

8) 緊急事態措置区域から除外された都道府県（除外後、重点措置区域とされた都道府県を含む。）における取組等

① (略)

(略)

- 重点措置区域である都道府県においては、法第31条の6第1項等に基づき、飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対する営業時間の短縮（20時までとする。）の要請を行うとともに、酒類の提供を行わないよう要請すること。ただし、感染が下降傾向にある場合には、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断で、別途通知する「一定の要件」を満たした店舗において19時まで提供できることとするなど、緩和を行うことができるものとする。政府は、「一定の要件」について、第三者認証制度の普及を図る観点から、同制度の普及状況を踏まえて定めるものとし、都道府県は、第三者認証制度の普及と適用店舗の拡大に努めること。

(略)

(略)

②・③ (略)

9) ~12) (略)

13) クラスター対策の強化

(略)

- 重点措置区域である都道府県においては、法第31条の6第1項等に基づき、飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対する営業時間の短縮（20時までとする。）の要請を行うとともに、酒類の提供を行わないよう要請すること。ただし、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断で、別途通知する「一定の要件」を満たした店舗において19時まで提供できることとするなど、緩和を行うことができるものとする。政府は、「一定の要件」について、第三者認証制度の普及を図る観点から、同制度の普及状況を踏まえて定めるものとし、都道府県は、第三者認証制度の普及と適用店舗の拡大に努めること。

(略)

(略)

②・③ (略)

9) ~12) (略)

13) クラスター対策の強化

①～⑥ (略)

⑦ 政府は、QRコードを活用した地方公共団体独自の取組を踏まえ、クラスター対策のための効果的な情報収集・分析・共有の在り方、新技術等の活用及び実効性を上げるためのインセンティブ等の仕組みについて、パイロット的に特定の地域で実証することも含め、検討を行う。

14) (略)

(4) 医療等

①～⑦ (略)

⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。

(略)

- ・ レムデシビル、デキサメタゾン及びバリシチニブについて、必要な患者への供給の確保を図るとともに、関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬等の開発を加速すること。カシリビマブ・イムデビマブについては、軽症患者の重症化を防止

①～⑥ (略)

⑦ 政府は、QRコードを活用した地方公共団体独自の取組を踏まえ、クラスター対策のための効果的な情報収集・分析・共有の在り方及び実効性を上げるためのインセンティブ等の仕組みについて、パイロット的に特定の地域で実証することも含め、検討を行う。

14) (略)

(4) 医療等

①～⑦ (略)

⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。

(略)

- ・ レムデシビル、デキサメタゾン及びバリシチニブについて、必要な患者への供給の確保を図るとともに、関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬等の開発を加速すること。特に、他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるも

することは医療提供体制の確保という観点からも重要であることから、必要な患者への供給の確保を図るとともに、医療現場において投与が必要な者に適切かつ確実に活用できるよう取り組むこと。他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。また、重症化マーカーを含めた重症化リスクに関する臨床情報・検査や、重症患者等への治療方法について、現場での活用に向けた周知、普及等に努めること。

(略)

⑨ (略)

(5)・(6) (略)

のについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。また、重症化マーカーを含めた重症化リスクに関する臨床情報・検査や、重症患者等への治療方法について、現場での活用に向けた周知、普及等に努めること。

(略)

⑨ (略)

(5)・(6) (略)



緊急事態宣言発出に係る 県の対応について

令和3年7月30日

措置開始からの居住市町村別県内新規感染者の発生状況

※下記表は、4月21日から、1週間ごとの10万人あたりの新規感染者数を、市町村別に記載しております。
 ※下記表の人数には、①県域保健所が発表した保健所設置市居住者、②保健所設置市が発表した域外居住者は除外。

25人以上(ステージⅣ)	紫	
15人~25人(ステージⅢ)	赤	
10人~15人(ステージⅡ)	黄	

	4.21~4.27	4.28~5.4	5.5~5.11	5.12~5.18	5.19~5.25	5.26~6.1	6.2~6.8	6.9~6.15	6.16~6.22	6.23~6.29	6.30~7.6	7.7~7.13	7.14~7.20	7.21~7.27	
横浜市	16.47	17.72	17.43	19.77	19.56	15.41	15.59	13.17	13.57	16.13	16.26	22.22	31.75	36.67	横浜市
川崎市	22.60	25.92	25.40	25.98	28.32	17.73	18.25	17.60	15.72	15.33	18.51	30.07	44.82	63.98	川崎市
相模原市	13.97	10.65	14.11	18.53	14.66	23.38	16.46	12.59	11.20	11.76	14.66	30.84	24.62	37.76	相模原市
横須賀市	9.99	14.09	11.02	21.01	12.30	9.22	9.74	11.27	14.09	14.35	17.17	21.01	19.73	29.72	横須賀市
藤沢市	12.36	13.51	17.86	14.65	10.07	9.39	7.56	6.41	8.01	9.39	9.39	13.05	23.81	41.67	藤沢市
茅ヶ崎市	11.97	14.85	8.67	15.27	14.44	5.78	3.30	8.67	3.71	4.54	4.13	10.32	18.98	35.07	茅ヶ崎市
寒川町	6.18	12.36	4.12	14.42	26.79	6.18	2.06	4.12	10.30	8.24	10.30	16.48	4.12	12.36	寒川町
平塚市	9.31	8.93	11.64	44.63	25.23	5.43	12.42	9.31	6.21	10.48	9.31	18.63	23.29	25.23	平塚市
二宮町	3.63	3.63	3.63	3.63	10.89	10.89	18.16	10.89	3.63	7.26	3.63	7.26	7.26	21.79	二宮町
大磯町	16.07	6.43	16.07	3.21	3.21	0.00	16.07	3.21	9.64	3.21	0.00	12.85	9.64	19.28	大磯町
秦野市	4.87	4.26	12.17	8.52	14.00	14.61	9.74	10.35	14.61	7.91	20.09	9.74	19.48	29.82	秦野市
伊勢原市	24.49	28.41	14.69	16.65	13.71	17.63	13.71	8.82	4.90	1.96	14.69	17.63	11.75	19.59	伊勢原市
鎌倉市	17.93	17.93	15.04	14.46	5.78	9.83	8.10	5.20	4.63	4.63	7.52	28.91	41.06	63.03	鎌倉市
逗子市	8.77	10.53	5.26	7.02	8.77	15.79	5.26	3.51	5.26	10.53	10.53	12.28	19.30	29.83	逗子市
葉山町	19.02	6.34	12.68	19.02	12.68	6.34	0.00	0.00	6.34	9.51	9.51	3.17	6.34	19.02	葉山町
三浦市	9.57	11.96	14.35	14.35	4.78	2.39	16.74	11.96	4.78	2.39	7.18	11.96	4.78	19.14	三浦市
小田原市	9.52	5.29	17.46	22.75	15.87	15.34	20.63	12.70	15.87	16.93	13.22	24.33	23.28	26.45	小田原市
箱根町	0.00	0.00	27.46	54.92	18.31	36.61	9.15	9.15	18.31	9.15	0.00	18.31	0.00	0.00	箱根町
湯河原町	4.26	4.26	12.78	25.55	21.29	0.00	4.26	8.52	8.52	12.78	0.00	8.52	29.81	34.07	湯河原町
真鶴町	0.00	0.00	14.87	14.87	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	14.87	59.49	14.87	14.87	真鶴町
南足柄市	2.42	2.42	4.85	24.24	7.27	2.42	14.54	14.54	9.69	4.85	16.97	7.27	19.39	26.66	南足柄市
山北町	0.00	0.00	0.00	0.00	20.99	10.49	10.49	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	73.45	20.99	山北町
中井町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	10.79	21.57	10.79	10.79	0.00	0.00	0.00	43.14	0.00	中井町
大井町	0.00	0.00	5.86	29.30	41.03	11.72	23.44	17.58	11.72	35.17	0.00	5.86	11.72	82.05	大井町
松田町	9.36	0.00	0.00	9.36	28.08	0.00	9.36	9.36	0.00	0.00	0.00	18.72	28.08	0.00	松田町
開成町	27.47	10.99	5.49	10.99	0.00	10.99	5.49	16.48	27.47	0.00	27.47	0.00	5.49	38.45	開成町
厚木市	21.00	19.21	22.79	19.66	16.53	17.87	26.81	23.68	20.11	24.13	17.43	16.98	17.87	29.94	厚木市
海老名市	13.28	23.61	30.25	22.87	25.82	13.28	22.13	9.59	7.38	7.38	12.54	24.34	28.03	25.82	海老名市
座間市	13.00	10.71	10.71	21.41	10.71	9.18	8.41	18.36	16.06	13.77	18.36	18.36	22.18	22.18	座間市
愛川町	Kanagawa Prefectural Gov	10.19	10.19	38.21	7.64	5.09	10.19	28.02	12.74	22.92	25.47	0.00	33.11	5.09	愛川町
清川村	32.84	32.84	0.00	32.84	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	98.52	清川村
大和市	11.71	8.78	19.65	21.74	12.13	9.62	17.14	8.36	8.78	12.13	10.04	13.80	33.45	48.09	大和市
綾瀬市	18.99	22.55	24.92	22.55	23.74	10.68	14.24	5.93	13.06	11.87	4.75	4.75	22.55	48.66	綾瀬市

緊急事態宣言措置の考え方

- 本県は、神奈川県版緊急事態宣言を発出し、東京都の緊急事態措置と同等の措置を講じてきた。
- そうした中、感染者が激増し、医療崩壊目前の状況になっている。
- この状況を乗り越えるため、本県を含む3県への緊急事態宣言を機に、より強いメッセージを発信し、徹底的に人流の抑制を図り、感染拡大を抑える必要がある。



特措法に基づく緊急事態宣言発出

県内全域を対象

酒類（持込み含む）又はカラオケ設備を提供する飲食店等、カラオケ店には、休業を要請（現在、酒類・カラオケ設備の提供停止している店舗は、引き続き営業時間の短縮要請）
特措法第45条第1項、第2項に基づく、人流抑制の徹底

宣言期間は、8月2日から8月31日までとする。

県民への要請

特措法第45条第1項等に基づく要請

○ 生活に必要な場合を除く外出自粛の要請

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、
屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- ・ 特に20時以降の外出自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や
普段行動をとともにしている仲間と少人数で

○ 感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛の協力要請

○ 路上での飲酒(いわゆる路上飲み)やホームパーティー等をしない

○ 飲食する場合には、昼夜を問わずマスク飲食の実践、 短時間・少人数の徹底、M・A・S・Kを含む基本的な感染防止対策等の徹底

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」※、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底

※ 5つの場面: 飲酒を伴う懇談会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

事業者への要請（飲食店等）

○酒類（持込み含む）又はカラオケ設備を提供する飲食店等、カラオケ店には、休業を要請（法第45条第2項）
（現在、酒類・カラオケ設備の提供停止している店舗は、引き続き営業時間の短縮要請）

○酒類（持込み含む）又はカラオケ設備を提供しない飲食店等には、営業時間の短縮（5時から20時まで）を要請（法第45条第2項）

○まん延防止等の措置（法第45条第2項）

- ・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨
- ・ 入場者の感染防止のための整理及び誘導
- ・ 発熱、その他の症状のある者の入場の禁止
- ・ 手指の消毒設備の設置
- ・ 事業所の消毒
- ・ 入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ・ 施設の換気
- ・ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保
- ・ 飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備提供の終日停止など飛沫感染防止に効果のある措置

○必要に応じて以下の措置を講じる。

- ・ 要請に応じない事業者への命令（法第45条第3項）
- ・ 要請・命令時の公表（法第45条第5項）
- ・ 命令のための立入検査等（法第72条）
- ・ 命令違反等に対する過料（法第79条、80条）

○全ての店舗へのガイドライン遵守要請（法第24条第9項）

大規模集客施設への要請

施設区分	措置内容
<p>劇場、観覧場、映画館、演芸場 など</p> <p>集会場、公会堂 など</p> <p>展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など</p> <p>ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)</p>	<p>人数上限5000人かつ収容率要件50%以内</p> <p>床面積の合計が1000平米超：(法第24条9項) 5時から21時※までの営業時間短縮要請</p> <p>床面積の合計が1000平米以下： 5時から21時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催以外の場合は20時まで</p>
<p>体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、 ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、 陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、 スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、など</p> <p>博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など</p>	<p>人数上限5000人かつ収容率要件50%以内</p> <p>床面積の合計が1000平米超：(法第24条9項) 5時から20時※までの営業時間短縮要請</p> <p>床面積の合計が1000平米以下： 5時から20時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催の場合は、21時まで</p>
<p>マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など</p>	<p>床面積の合計が1000平米超：(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請</p>
<p>個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場 など</p>	<p>床面積の合計が1000平米以下： 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ</p>
<p>スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など</p>	<p>床面積の合計が1000平米超：(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請※</p>
<p>大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など</p>	<p>床面積の合計が1000平米以下： 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ※ ※生活必需物資を除く</p>

事業者への要請（飲食店等以外の施設）①

施設区分	措置内容
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンドなど	感染防止対策の徹底等
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、 介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請
葬祭場	施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
図書館	入場整理の働きかけ
ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする

事業者への要請（飲食店等以外の施設）②

○ 法施行令第12条に規定される以下の措置の実施を要請（法第45条第2項）

- ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
- ・入場者の感染防止のための整理及び誘導
- ・発熱、その他の症状のある者、感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置
- ・事業所の消毒
- ・施設の換気
- ・アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置や利用者の適切な距離の確保

○ 施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ

○ 入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知する。

○ 全ての店舗へのガイドライン遵守要請（法第24条第9項）

事業者への要請（イベントの制限）

措置内容

○収容人数等の要請（法24条第9項）

施設の収容定員

人数上限 5000人
かつ

収容率要件 50%以内

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

○営業時間短縮の働きかけ

【時間】5時から21時まで

飲食を伴うテナントは、5時から20時まで

施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛

○イベント主催者等へのガイドライン遵守要請（法第24条第9項）

○入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ

強化する取組

○病床確保フェーズの引き上げ

特に入院者数が増えている中等症・軽症の病床を、フェーズ3(1,316床)からフェーズ4(1,591床)に引き上げ ※重症病床(159床)

○宿泊療養施設のさらなる確保

複数ホテルで900室以上の確保に向けて調整中(8月中)

○抗原検査キットを活用した新たな感染拡大抑制策

県独自に、県民への配布を行うとともに、国と連携し、学校等を通じてさらに配布対象の拡充を検討

措置の強化及び実効性を確保する取組

○20時以降の飲食店に対する見回り、働きかけの強化

職員による見回りに加え、委託事業者も活用した対応

○特措法の厳正な運用

要請に応じていただけない事業者に対する命令、罰則の適用など

○協力金の迅速支給及び早期給付の周知広報による活用促進

先行交付の実施など

○県立学校の部活動に関する対策の強化

練習試合の原則禁止、活動場所を校内として自校生徒のみとするなど

※大会等の14日前以降、校長が認める練習試合は可能

○県民利用施設の対応強化

原則休館することを基本とし、個々の施設の実情に応じて適切な対応を図る。

飲食店等に対する協力金（第13弾再追加・延長分）について（案）

		緊急事態宣言措置区域（県内全域）	
協力金の交付対象施設		酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等 <ul style="list-style-type: none"> ※ 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等 ※ 利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む ※ 酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を取り止める場合を除く 	酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等 <ul style="list-style-type: none"> ※ 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等
協力金の交付要件 (8/2~8/31の30日間)	営業時間	終日休業	営業時間は5時から20時まで
	その他の交付要件	—	○感染防止対策取組書の掲示 ○マスク飲食の推奨
想定対象店舗数		約40,000店舗	
協力金の算定方法		<中小企業> 売上高方式 前(々)年の売上高×0.4(下限 4万円 /日、上限10万円/日) <大企業> 売上高減少額方式(中小企業も選択可) 前(々)年からの売上高減少額×0.4（下限なし、上限20万円/日）	

追加所要額 約267億円

大規模施設等に対する協力金（第4弾再追加・延長分）について（案）

8/2から8/31までの30日間において、緊急事態措置区域である県内全域で、時短・休業要請に応じた大規模施設等に対して協力金を交付する。

<時短要請>

	大規模施設	テナント等
交付対象	人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく時短要請を行った1,000㎡超の施設 例) 百貨店等大規模小売店、映画館等	大規模施設の一部を賃借することにより、当該施設に会場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等
協力金 (日額)	<p>ア 自己利用部分 「時短営業した面積1,000㎡毎に20万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」</p> <p>イ テナント等把握管理分（10店舗以上の場合） 「時短営業したテナント数×2千円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」</p>	<p>ア テナント・出店者への協力金 「時短営業した面積100㎡毎に2万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」</p> <p>イ 映画館への加算分 「常設スクリーン数×2万円/日」 × 「時短で上映できなくなった回数/本来の上映回数」</p>

<休業要請>

	飲食業の許可を受けていないカラオケ店	
交付対象	特措法第45条第2項に基づく休業要請を行った1,000㎡超のカラオケ店	特措法第45条第2項に基づく休業要請を行った1,000㎡以下のカラオケ店
協力金 (日額)	休業した面積1,000㎡毎に20万円/日	2万円/日

特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

令和3年7月30日制定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

令和3年7月30日、特措法（以下、「法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次により緊急事態措置等を行う。

1 措置を実施する期間

令和3年8月2日～8月31日

2 措置の対象とする区域

神奈川県全域

3 実施する措置の内容

（1）県民の外出自粛等

- 県民に対し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第45条第1項に基づき、生活に必要な場合（※）を除き、徹底した外出の自粛を要請する。特に、20時以降の不要不急の外出自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で行動、生活に必要な場合を除く都道府県をまたぐ移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることを要請する。

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- 法第45条第1項に基づき、路上での飲酒、いわゆる路上飲みをしないよう要請する。
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底を図る。

(2) 事業者への要請等

ア 飲食店等への要請

- 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店（居酒屋含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスは除く。以下「飲食店等」という。）、カラオケ店に対し、次のとおり要請する。

酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（飲食業の許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む。酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を取り止める場合を除く。）に対して休業を要請する。（法第45条第2項）

上記以外の飲食店等に対して、営業時間の短縮（5時から20時までとする。）を要請する。（法第45条第2項）

- 法施行令第12条に規定される以下の措置の実施を要請する。（法第45条第2項）
 - ・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨
 - ・ 入場者の感染防止のための整理及び誘導
 - ・ 発熱、その他の症状のある者の入場の禁止
 - ・ 手指の消毒設備の設置
 - ・ 事業所の消毒
 - ・ 入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
 - ・ 施設の換気
 - ・ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保
- 必要に応じて以下の措置を講じる。
 - ・ 要請に応じない事業者への命令（法第45条第3項）
 - ・ 要請・命令時の公表（法第45条第5項）
 - ・ 命令のための立入検査等（法第72条第2項）
 - ・ 命令違反等に対する過料（法第79条、法第80条第2項）
- 全ての店舗へのガイドライン遵守要請（法第24条第9項）

イ その他の施設への対応

- 法施行令第11条第1項に規定する施設については、時短営業等について要請又は働きかけを行う。

施設区分	措置内容
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂など	1000平米超：5時から21時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	※但し、イベント開催以外の場合は20時まで ※映画館の上映は5時から21時までの営業時間短縮要請（1000平米超）又は働きかけ（1000平米以下）
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	人数上限5000人かつ収容率50%以内 入場整理等の働きかけ
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	1000平米超：5時から20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ ※但し、イベント開催の場合は21時まで
博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	人数上限5000人かつ収容率50%以内 入場整理等の働きかけ
マーチャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	1000平米超：5時から20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ 入場整理等の働きかけ
大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 家電量販店 など	1000平米超：5時から20時までの営業時間短縮要請（但し生活必需物資を除く） 1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ（但し生活必需物資を除く） 入場整理等の働きかけ

施設区分	措置内容
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンドなど	感染防止対策の徹底等
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請
葬祭場	施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛の働きかけ 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことの働きかけ
図書館	入場整理の働きかけ
ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理の実施
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛の働きかけ 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことの働きかけ

※1 法施行令第12条に規定される以下の措置の実施を要請（法第45条第2項）

- ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
- ・入場者の感染防止のための整理及び誘導
- ・発熱、その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置
- ・事業所の消毒
- ・入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ・施設の換気
- ・アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保

※2 特に大規模な集客施設（劇場・映画館・デパート等）に対し、施設内外に混雑が生じることがないように、集客に応じた入場制限などの「入場整理」の徹底を働きかけるとともに、ホームページ等を通じて広く周知する

- 具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。
- 上記以外の業種に対する施設の使用制限、時短要請等については、必要に応じて検討する。

ウ イベントの開催制限

- イベント主催者等に対し、法第 24 条第 9 項に基づき、イベントの開催は、次の規模要件に沿った開催を要請する。なお、この制限は新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない。あわせて、時短営業や、参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知について働きかけを行う。

施設の収容定員	
10,000 人以下	10,000 人超
収容定員の半分まで可	5,000 人まで可

- 営業時間短縮を要請（5時から21時まで）（法第 24 条第 9 項）
- 業種別ガイドラインの遵守等を要請（法第 24 条第 9 項）

※ 具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

エ テレワークの徹底等

- 事業者に対し、「出勤者数の 7 割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務の働きかけを行う。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底の働きかけを行う。
- 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけを行う。

オ 大学や学校への要請

- 法第 24 条第 9 項に基づき、大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請する。あわせて、「感染防止のための所要の措置を講じること」を要請する。特に寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を要請する。

カ 高齢者施設等への要請

- 高齢者施設等に対して、法第 24 条第 9 項に基づき、県又は保健所設置市が行う施設従事者への P C R 検査等の受検を促すよう要請する。

4 措置の実効性を確保するための対応

- 県は、3（2）ア及びイの要請に応じた事業者に対し、別途定める基準に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する。
- 3（2）アについては、県の感染防止対策取組書や市町村が作成する感染防止対策にかかるステッカーの掲示、マスク飲食の推奨等を支給の条件とする。
また、所管団体を通じた周知のほか、市町村と連携して、個別の店舗を訪問するなど、時短営業の協力を要請する。
- チラシ、ポスター、ホームページ、SNS など、あらゆる広報媒体を活用し、外出自粛要請等の周知を徹底する。

5 医療提供体制の確保等の取組

（1）病床確保

- 入院者数が増えている中等症・軽症の病床について、医療機関との協定に基づくフェーズを引き上げ、最大確保病床数と同数の即応病床を確保する。
- 引き続き、後方支援病院の充実・搬送体制の確保に取り組む。

（2）自宅療養支援体制

- リスクの高い療養者を早期に医療ケアに繋げる「地域療養の神奈川モデル」の展開を図る。
- 血中酸素飽和度に着目した健康観察による自宅療養の支援と「かながわ緊急酸素投与センター」の運用準備を行う。

（3）宿泊療養施設の確保

- 新たに複数ホテルで 900 室以上の宿泊療養施設の確保に向けて取り組む。
- 現在確保している宿泊療養施設についても、引き続き、利用率向上に向けた取組を行う。

（4）医療機関・福祉施設等への感染拡大防止に対する支援

- 施設等の感染拡大防止に関する指導・助言等クラスター未然防止対策

に対する支援に努める。

- C-CATの早期投入により、小規模クラスターの拡大防止及び大規模クラスターの発生時の収束に向けて、継続的な支援を行う。

(5) 検査体制の充実

- 抗原検査キットを活用した新たな感染拡大抑制策として、県独自に、県民への配布を行うとともに、国と連携し、学校等を通じてさらに配布対象の拡充を検討する。
- 変異株の監視体制を強化するため、モニタリング検査を拡充する。
- 日本財団と連携し、全県下で、高齢者施設従事者への定期検査を実施する。
- 感染拡大地域で、障害者施設従事者への定期検査を重点的に実施する。
- 国事業と連携し、事業所・大学等でのモニタリング検査を実施する。

6 県機関の取組

別途定める「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に沿って対応する。

7 その他

- 緊急事態宣言の措置により影響を受ける県民・事業者に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努める。
- 県民や事業者の様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充する。

令和2年2月26日策定
令和2年2月28日改定
令和2年3月11日改定
令和2年3月24日改定
令和2年3月26日改定
令和2年3月30日改定
令和2年4月6日改定
令和2年4月7日改定
令和2年5月5日改定
令和2年5月25日改定
令和2年7月9日改定
令和2年11月20日改定
令和3年3月18日改定
令和3年3月24日改定
令和3年7月30日改定

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針に定める「県機関における取組」については、次のとおりとする。

1 全庁を挙げた対策の実施

全部局・任命権者が新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部体制の下、急を要しない事業の中止や見直しを徹底するとともに、全庁共通業務などの内部管理事務の改善・簡素化を進め、医療提供体制の維持、医療・福祉従事者への支援や県内経済の安定に向けた取組などの業務に注力する。

2 新しい生活様式の定着に向けた取組

(1) 職員向け対策

- ・ 職員一人ひとりが、日常の感染予防対策に努めるとともに、すべての所属において換気や消毒など職場の感染予防対策に努める。
- ・ テレワーク等を率先して実施することにより、職場の出勤者の減少や交通機関の混雑緩和を図り、身体的距離を確保した環境づくりに努める。
- ・ オフィスへの通勤や対面での業務を前提としない働き方を継続していくため、押印の廃止に向けた取組など、電子化・オンライン化を推進する。
- ・ なお、これらの対策の具体的な対応については、状況の変化に応じて、適宜通知により周知徹底を図る。

(2) 県民利用施設（*入所施設を除く）

当面の間、原則休館することを基本とし、個々の施設の実情に応じて適切な対応を図る。その状況については、別途県のホームページで広く周知する。

(3) 県民等への対応

県民や事業者の皆様ができるだけ来庁しなくてすむように、県への提出物等について、郵送やインターネットによる提出を周知・要請する。

また、県民や事業者の皆様が来庁した場合に備えて、窓口における透明間仕切りシートの設置などの感染症防止対策を実施する。

業務上やむを得ず、県民や事業者等の相手方へ訪問する際には、最低限の人数・

時間とし、感染症の拡大防止対策に十分留意した上で行う。

3 イベント等の実施の扱い

別添資料1「イベント等の実施の扱い」

4 公立学校向け対策

別添資料2「県教育委員会における今後の教育活動等について」

イベント等の実施の扱い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針のうち「3 イベント等の実施の扱い」について、県が主催するイベント等については、県民、事業者、医療・福祉従事者等の方々への支援等のために職員を確保する観点から、次のとおりとする。

1 対象期間

令和4年3月31日まで

2 対応

(1) 県民が参加するイベント等

原則、中止又は延期とする。

ただし、中止・延期することが困難なものは「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」の定めによるとともに、感染症拡大予防策（※）等を施したうえで、開催することができる。

なお、開催にあたっては、「LINE コロナお知らせシステム」の二次元バーコードの活用や、参加者の氏名・連絡先の把握に努めるなど、感染発生時の参加者への連絡体制を構築するものとする。

(2) 会議・研修等

不要・不急の会議・研修等については、原則、中止又は延期とする。

なお、開催せざるを得ない会議・研修等は、まず電子会議への切替え、書面開催を検討し、難しい場合には、規模の縮小、時間の短縮、座席間隔の確保や間引き等を行い、感染症拡大予防策（※）を施したうえで開催することができる。

※感染症拡大予防策

- 発熱・せき等、かぜの諸症状が見られる方の参加見合わせ
- 参加者への手洗い、うがい、マスクの着用の徹底（主催者の県職員含む。）
- 入場時のアルコール消毒液の設置
- 濃厚接触解消の工夫
- 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策
- 密閉、密集、密接場面など、クラスター感染発生リスクが高い状況の回避
- 感染発生の場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

1 公立学校における対応について

(1) 県立学校

現在、県立学校は夏季休業中であるが、部活動等の教育活動があることから、児童・生徒の安全安心を確保するため、この期間の感染状況等を踏まえ、感染防止対策をより一層強化・徹底しながら対応していく。また、夏季休業期間終了後の教育活動については、今後の感染状況等を踏まえ、朝の時差通学の継続及び短縮授業の導入等を基本に、別途、対応を検討し、各学校へ示す。

《県立学校における児童・生徒への対応》

ア 部活動について

- 緊急事態宣言の期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は行わない。
 - ・ 活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。 ※合同チームの場合、他校での活動は可とする。
 - ・ 活動時間は、準備片付けを含め、3時間程度とする。
 - ・ 活動日数は、週4日を上限とする。
- 緊急事態宣言の期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
- 大会等の14日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。
- 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。

イ 学習活動について

- 補習等の学習活動については、感染防止対策を徹底して行う。

ウ 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施する。

(2) 市町村立学校

上記の県立学校における対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう、市町村教育委員会に協力を要請する。

2 県立社会教育施設における対応について

○ 社会教育施設については、感染防止対策を徹底しながら、緊急事態宣言の期間中は次のとおり対応する。

- ・ 博物館・美術館は原則休館のもと、事前予約された方に限り入館を可能とする。
- ・ 図書館は、閉館時間を 19 時までとして、開館する。
* 県立図書館横浜西口カウンターの開館時間は 13 時～19 時
- ・ 博物館・美術館、図書館における講座等については、事前予約制により実施する。

○ なお、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがある。

○ この対応について、速やかに県立学校、市町村教育委員会、県立社会教育施設に通知する。

学校再開後の県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況
(県教育委員会把握分)

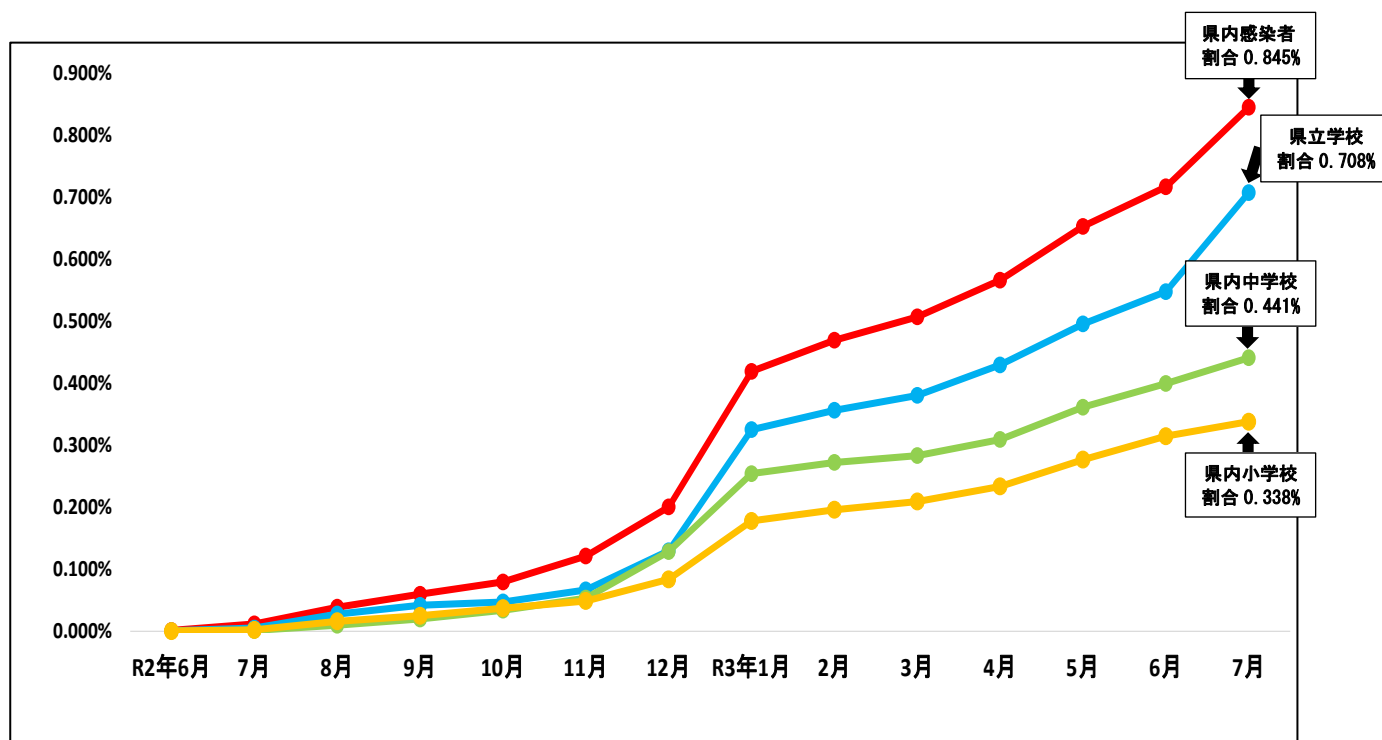
1 県立学校における児童・生徒の月別感染者数 (令和3年7月28日現在)

	R2年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	合計
高等学校、中等教育学校	0	6	27	13	7	20	77	245	39	30	62	81	63	187	857
特別支援学校	1	0	2	5	0	5	4	6	1	1	1	4	4	18	52
合計	1	6	29	18	7	25	81	251	40	31	63	85	67	205	909

2 市町村立小学校及び中学校における児童・生徒の月別感染者数 (令和3年7月28日現在)

	R2年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	合計
小学校	2	9	61	40	54	52	155	418	80	59	108	192	168	104	1,502
中学校	1	2	17	20	28	39	150	251	36	22	52	104	76	83	881
合計	3	11	78	60	82	91	305	669	116	81	160	296	244	187	2,383

3 感染者の割合 (令和3年7月28日現在)



○ 感染者の割合

県内感染者 (県内感染者数の累計 ÷ 県内総数 9,204,965 人)

県立学校 (県立学校児童生徒感染者数の累計 ÷ 県立学校児童、生徒数 128,424 人)

県内中学校 (県内市町村立中学校生徒感染者数の累計 ÷ 県内市町村立中学校生徒数 199,585 人)

県内小学校 (県内市町村立小学校児童感染者数の累計 ÷ 県内市町村立小学校児童数 443,921 人)

※ 県内総数は、令和2年4月1日現在「神奈川県人口統計調査」より

※ 児童・生徒数は、令和2年5月1日現在「令和2年度学校基本調査報告書」より

我々が見るべきポイント
～何が起きているのか、何が問題なのか、
問題をどう捉えるか～

医療危機対策本部室

2021.7.30

これまで

- 主たる感染者は**高齢者**
- 高齢者は**重症化しやすい**傾向



重症病床利用率が重要なパラメータ

現在

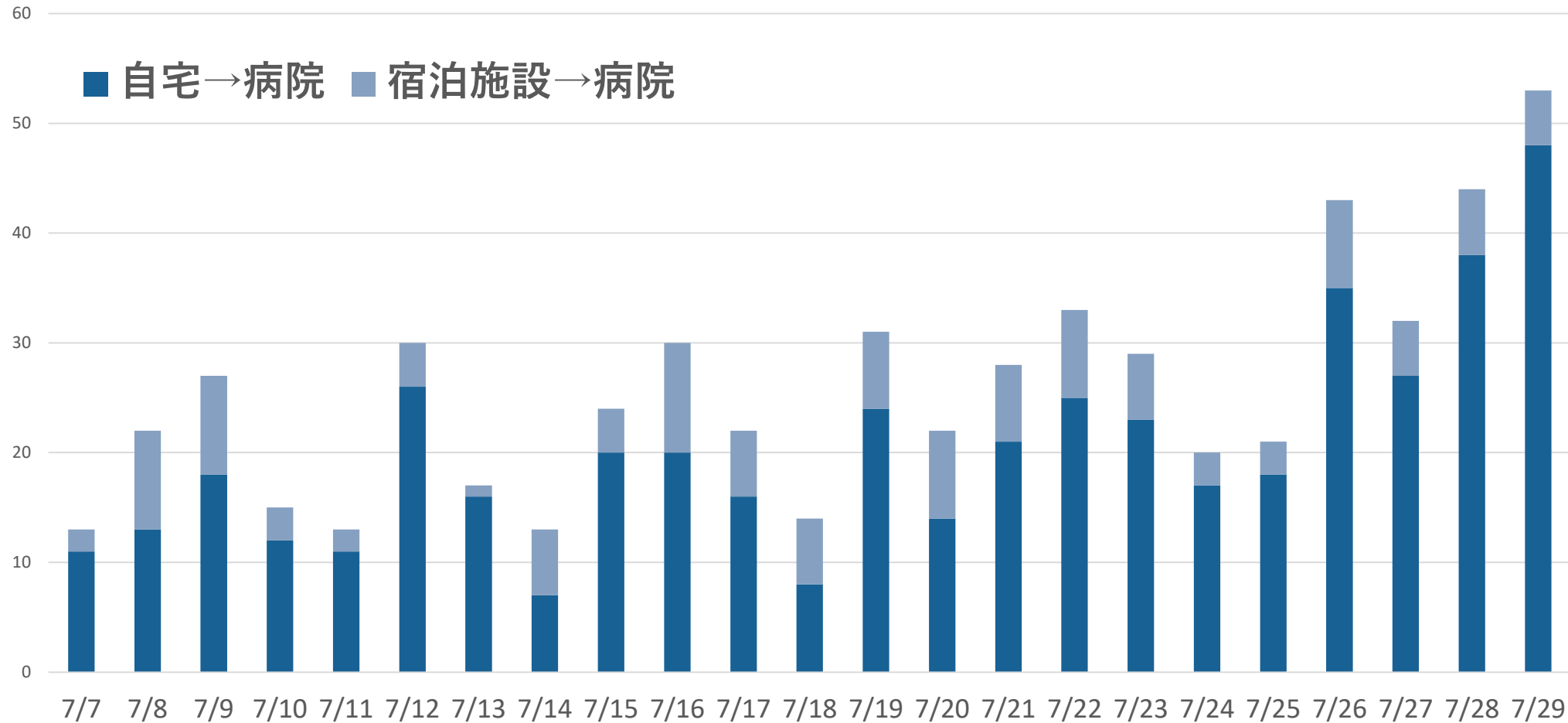
- 主たる感染者は**若年層**
- 若年層は**重症化しにくい**傾向



**重症病床利用率は医療逼迫を示す
パラメータになっていない**

- 「いまは重症病床が逼迫していないから問題ない」は正確な捉え方ではない
- 「中等症の増加なら大丈夫」は危険

課題② コロナ自宅・宿泊療養患者を医療機関へ搬送調整する件数

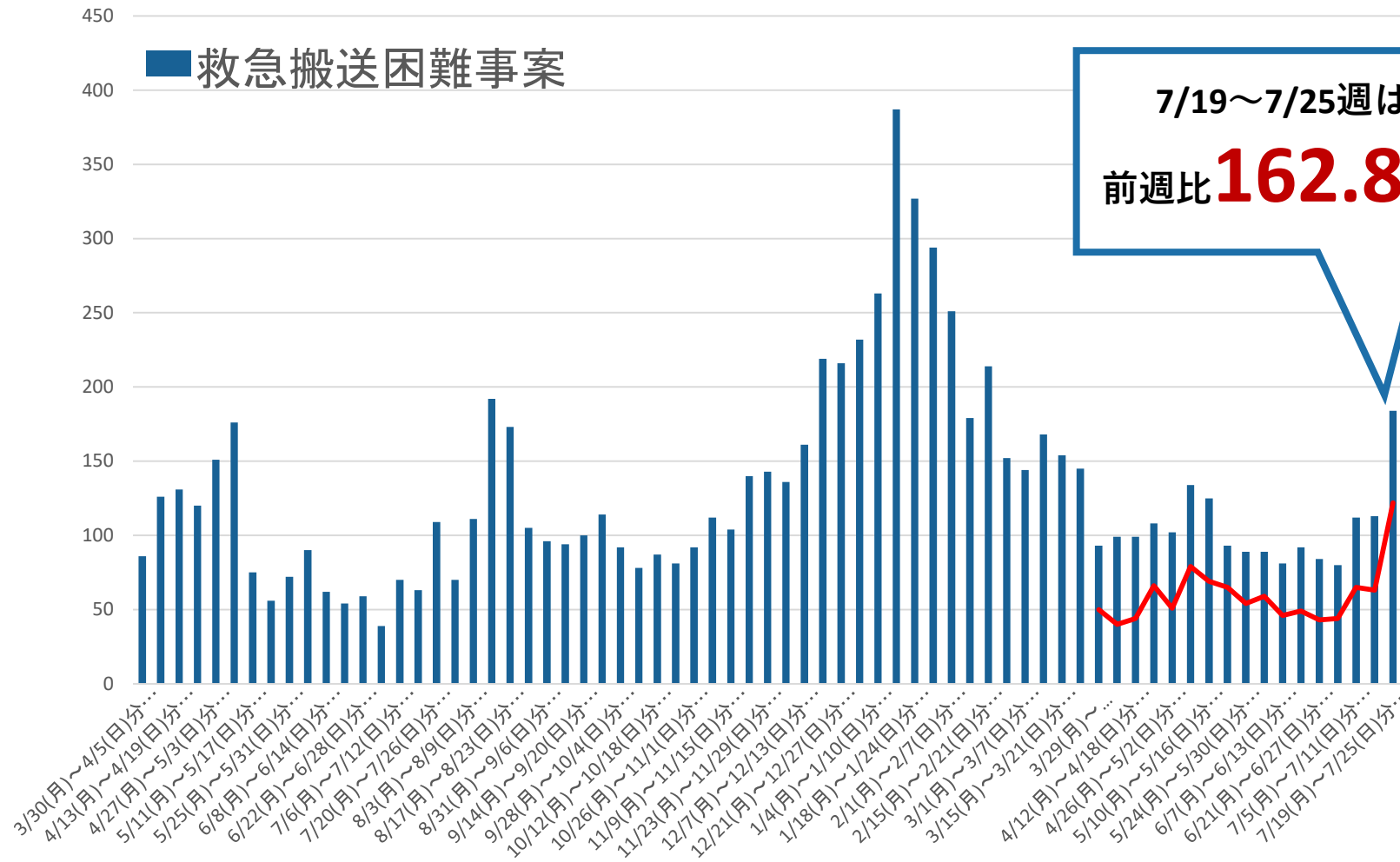


課題③ 消防救急搬送の逼迫度

医療機関への受入れ照会回数 4 回以上

かつ

現場滞在時間30分以上



総務省消防庁公開データ
(三政令市分)



ステップ
1

中等症病床の逼迫

- 若年層はいきなり重症化する傾向は低く、中等症病床から埋まっていく
- 次第に病床が逼迫し、治療開始が遅れ症状が悪化する事例が増える



ステップ
2

時間差で重症病床の逼迫

- 中等症で運び込まれた若年・中年層の一定割合が重症化し、ICU等に搬送される
- 中等症病床のひっ迫と時間差を置いて重症病床が逼迫する



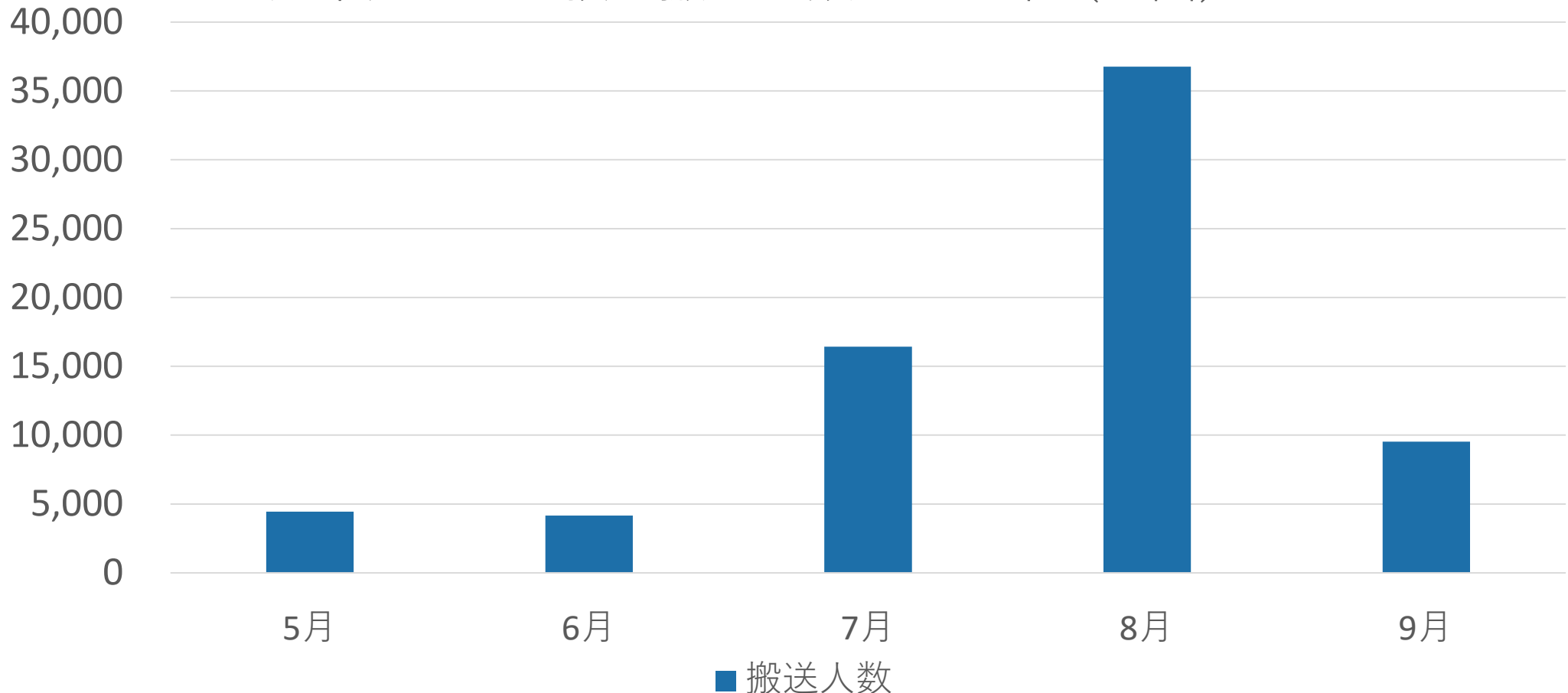
ステップ
3

救急医療体制の破綻

- 中等症病床のひっ迫により、中等症の悪化に対応できず、救急搬送が急増する
- 夏季に疾患増（熱中症等）による搬送と重なることで、救急医療が逼迫する

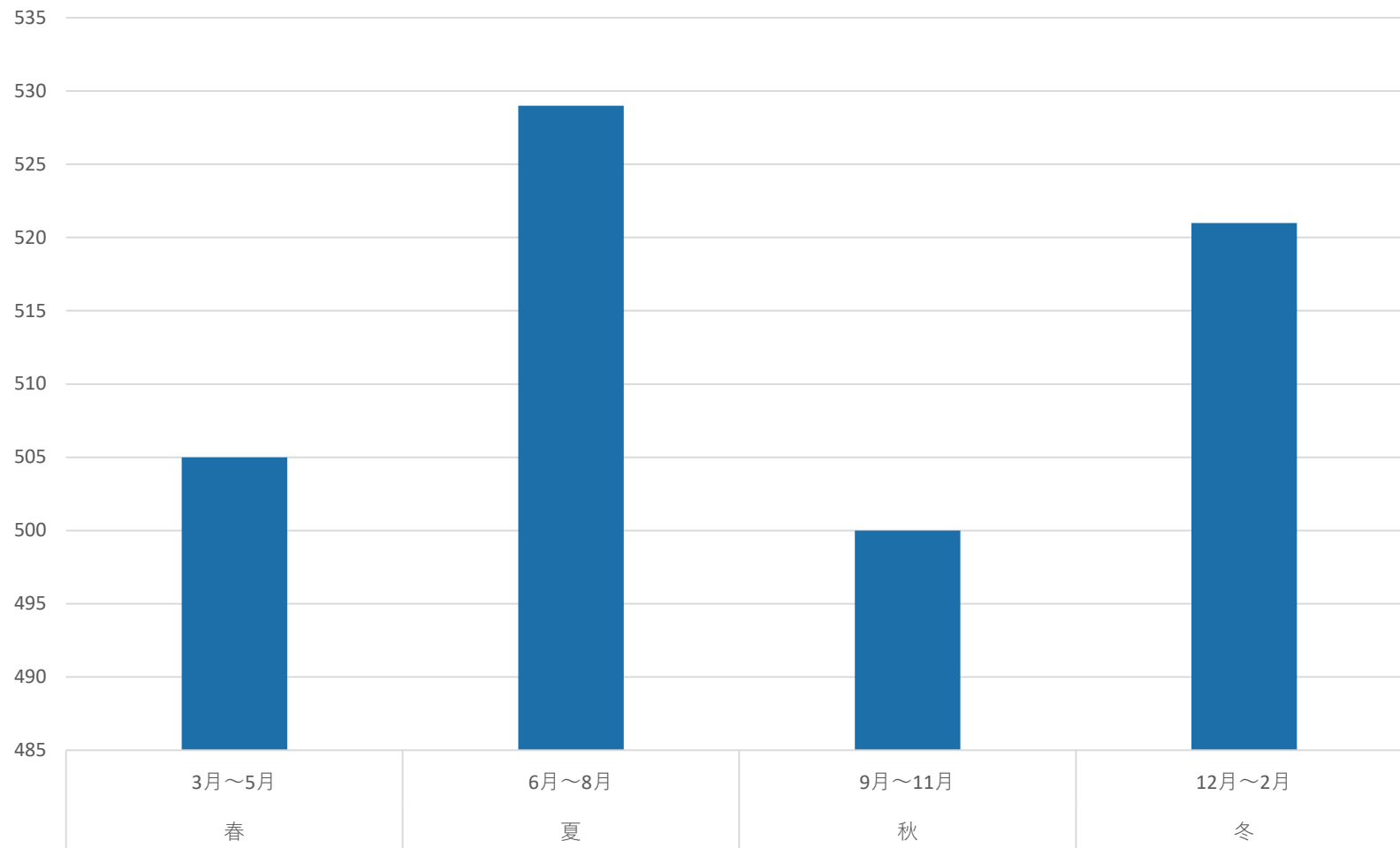
→ 救急医療がパンクすることで、多くの患者が行き場を失う

熱中症による救急搬送人数 2019年（全国）



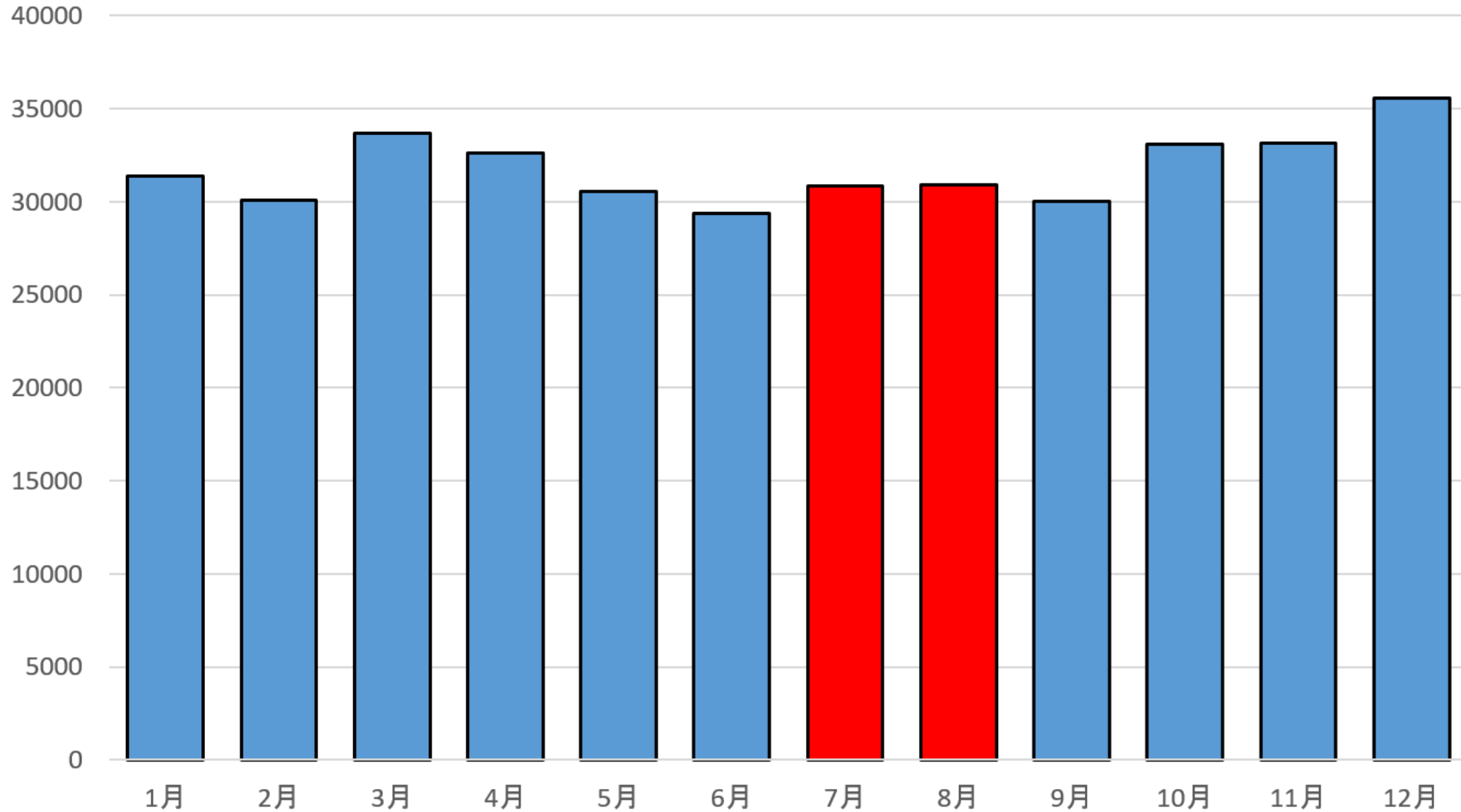
出典：2019年（5月から9月）の熱中症による救急搬送状況の概要（総務省消防庁）

脳梗塞の季節別発症件数



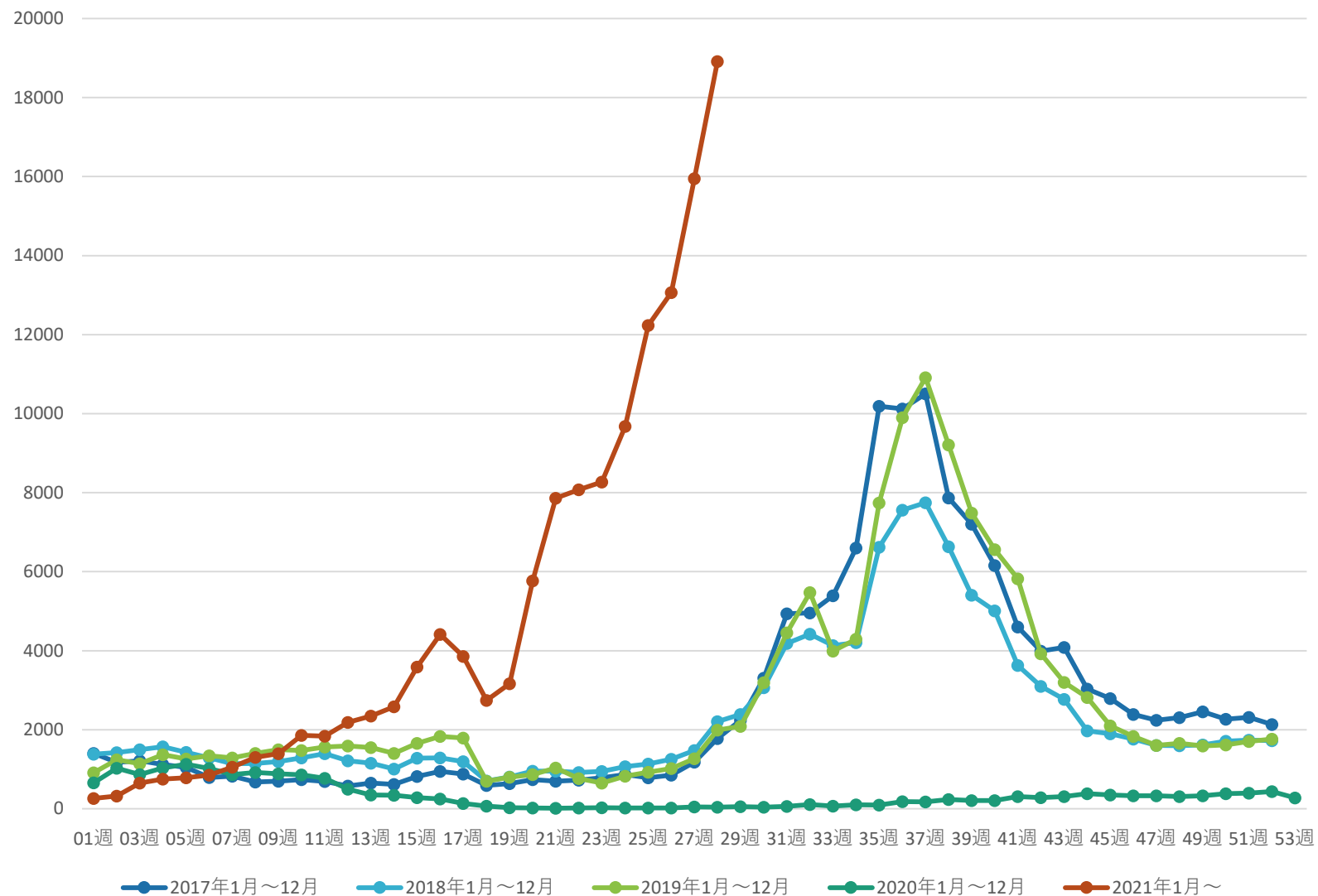
国立循環器病研究センターを受診した患者数(2008年～11年)
(同センターホームページより)

全国における令和元年月別の交通事故発生件数



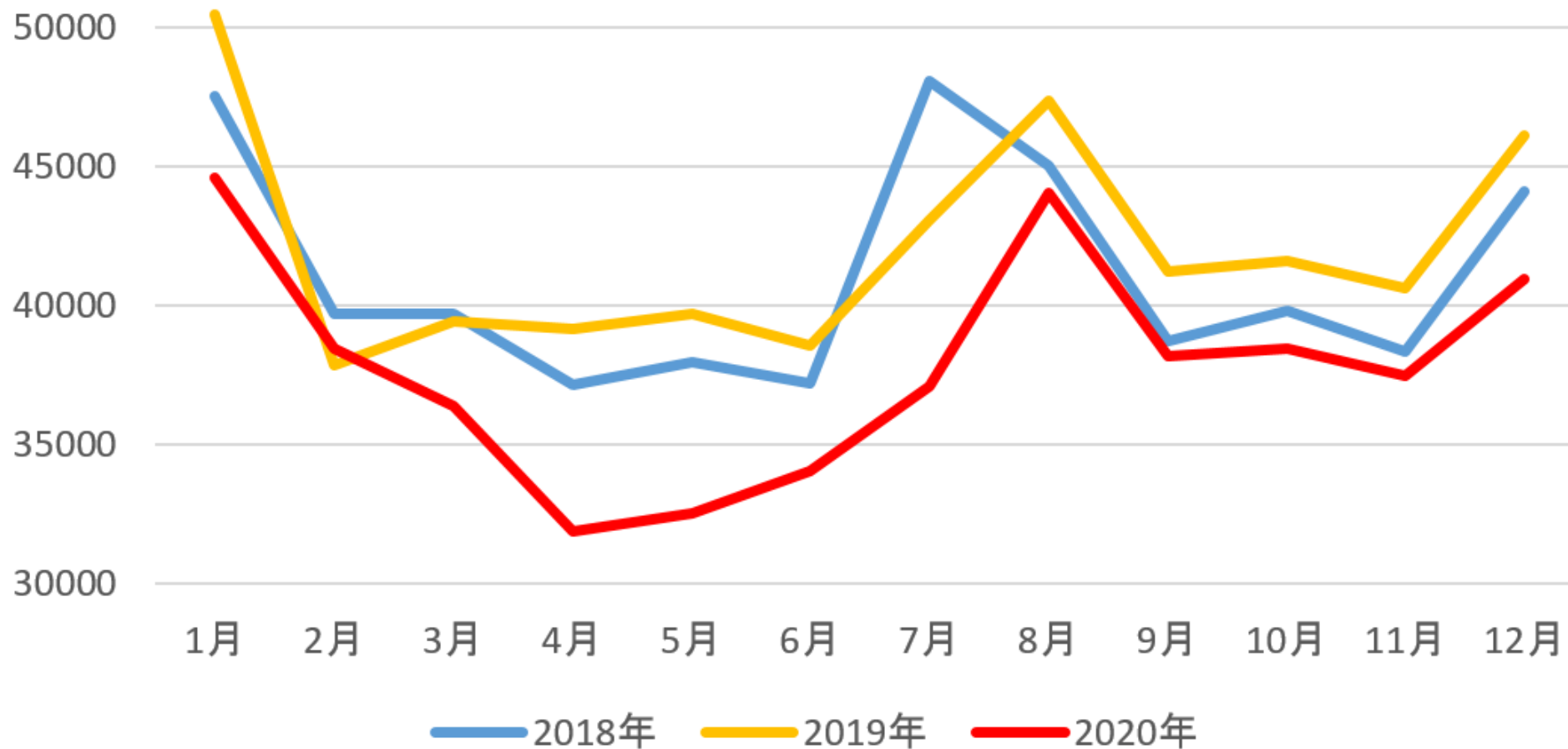
※警察庁「交通事故統計」から参照

RSウイルスの発生件数 過去5年

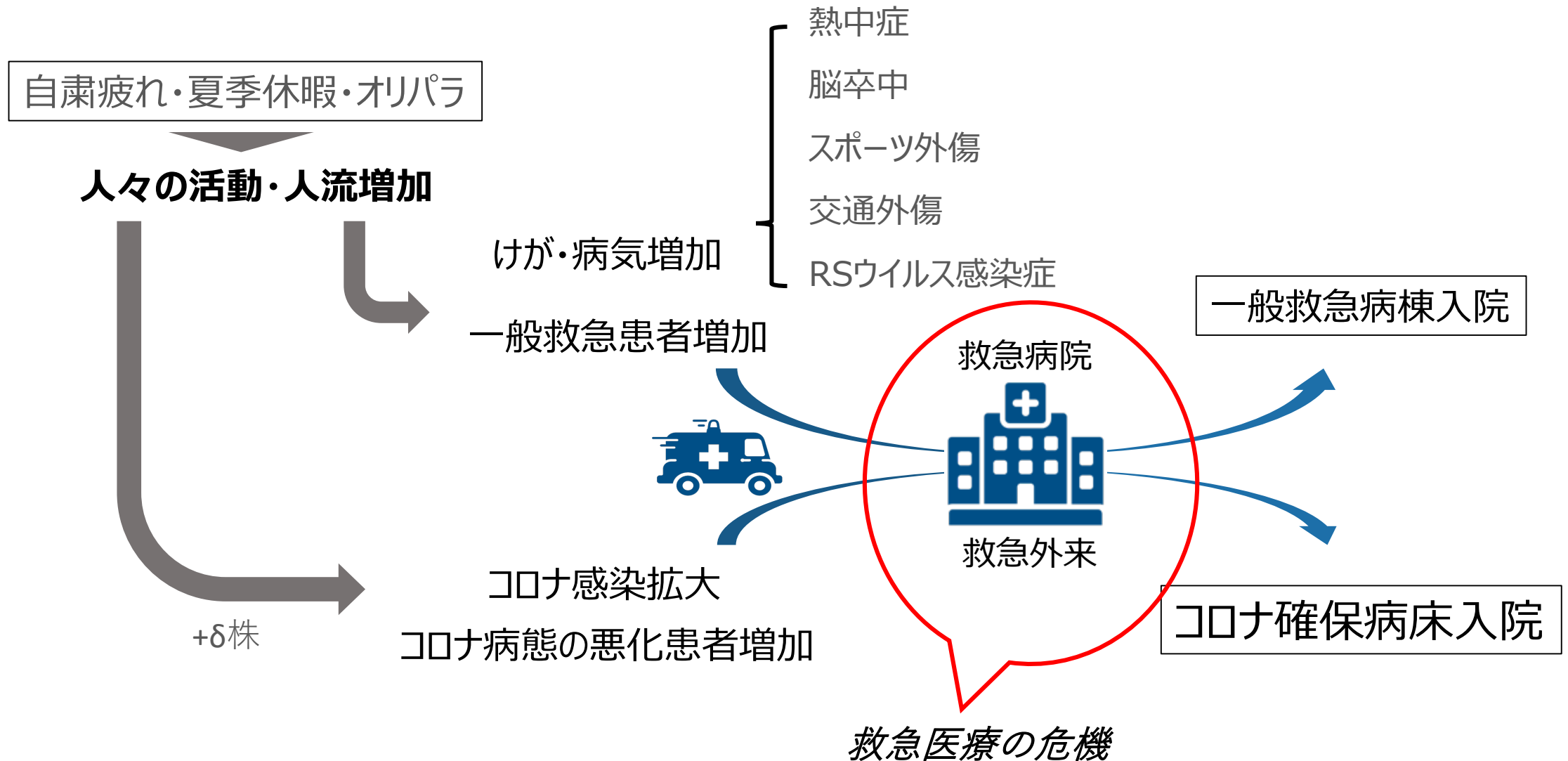


出典
国立感染症研究所：感染症予防センター、「感染症発生動向調査 速報データ」

月別救急件数(神奈川県)



今季夏の特有の問題



知事メッセージ

本県では、7月22日から神奈川県緊急事態宣言として、東京都と同様の措置を行ってきましたが、本日、国は、本県に対して、特措法上の緊急事態宣言の発出を決定しました。期間は、8月2日から31日までです。

本県の新規感染者数は、急激に増加しており、一昨日からは一日1,000人を超えています。これまで経験したことのない感染激増状態に入ったと言わざるを得ません。

これに伴って、療養者や入院患者も急増しています。この感染拡大が続けば、あっという間に、病床はひっ迫します。

また、新型コロナウイルス感染症では、若年者や軽症者でも症状が急変し、救急搬送が必要な事例が多くみられます。

人流が増えると、事故や熱中症のリスクも高まります。今年は、乳幼児に肺炎を引き起こすRSウイルス感染症も大流行しており、コロナ患者も含め、救急搬送が困難なケースが大幅に増えています。

このままでは、怪我や病気などで、通常受けられるはずの救急医療が受けられない、救えるはずの命が救えない、いわゆる医療崩壊が現実のものとなりかねません。これを防ぐためには、県民の皆さん一人ひとりが、今まさに、医療崩壊目前の緊急事態にあるという、強い危機感を持ち、感染拡大防止の行動を徹底していただくしかありません。

「コロナを甘く見ないで」

県は、感染の激増を受け、中等症・軽症の患者を受け入れる病床を最大のフェーズに引き上げることを、医療機関に要請しました。

人流を抑制し、人との接触機会を徹底的に減らすため、県民や事業者の皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

「コロナを甘く見ないで」

令和3年7月30日

神奈川県知事 黒岩 祐治